

ハンセン病事実検証調査事業
第17回検証会議 奄美和光園 聞き取り（公開）

2004.5.19（水）

【事務局（加納）】 お待たせいたしました。予定より少々早くなっておりますが、ただいまから第17回検証会議を開催させていただきたいと思っております。

開会の冒頭にあたりまして、国立療養所奄美和光園、佐藤紘二園長からごあいさつをいただきたいと思っております。本日は外来診療の時間を割いてお越しいただいております。どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【佐藤園長】 私、当園の園長をしております佐藤紘二と申します。よろしくお願ひいたします。では、座って言わせていただきます。

私、きょうは診療の途中で出て来ていますので、外来診療に帰らなければいけないために白衣で失礼いたします。

皆様、こんにちは。

本日は、当奄美和光園のハンセン病に関する検証のために、遠路はるばるおいでいただきありがとうございます。

まず会議に先立ちまして、当和光園の概略についてお話しさせていただこうと思っております。と申しますのは、当園は、過去にも現在にも本土のハンセン療養所とはかなり異なった特徴を有した療養所であるということからそう申したいと思っております。このことは、本土のハンセン療養所の診療援助に私自身出入りしていたしましたので、私自身が本土のハンセン療養所とはかなり異なっているなあと実感しているところであります。そのことを念頭に置きまして、かいつまんでお話ししたいと思っております。私が、本土のハンセン療養所に診療援助に伺っていったときとここに来ましてから感じたこと、そこら辺のことを少しお話ししたいと思っております。

まず1番目は、当和光園は、皆様ご存じのとおり昭和18年に創立されておりますが、当時は戦乱の混乱期でありまして、ほとんど実質的には稼働できないような状態がありまして、本質的に稼働が始まっておるのは戦後と言っても過言ではないこととなります。そういうことから、本土の長い長い歴史を持ったハンセン療養所とは趣を異にしまして、やや新しいハンセン療養所の部類に入ると思っております。

2番目は、それもつかの間、昭和28年まで米軍の軍政下に置かれておりました。このことにより、プロミンなどの供与は米国からあったようですが、強制入所という困った事態も起こりまして、功罪いろいろな面を経験した時代となっております。

次の第3番目が、これが非常に違っているところだと私が思っておりますのは、本土のハンセン療養所との大きな違いの1つは、在園者のほとんどが当奄美群島の出身者です。もうほとんどと言って間違いのないぐらいそうなんです。これが、本土のハンセン療養所では

全国各県、各地から寄り集まった寄り合い世帯になったハンセン療養所なのですが、ここはもう99%奄美群島の出身者で占められている療養所。ということは、奄美群島にとっては非常に必要な療養所であったということになると思います。このことは、家族及び親戚が近くに住んでおられ、それらの方々の面倒見がよく、園内の出入りが行われ、交流が以前から行われていたということになります。

それから、このことにも関係するのですが、4番目の点としまして、先ほどご礼拝いただきました納骨堂でお感じになられたと思いますが、本土のハンセン療養所では数千、数百という納骨がなされておられるんですが、当園ではわずかに43献体です。しかもその43献体の大部分は、一たん家族あるいは親族がお引き取りになった後、分骨として当園に納めてあるものであって、全骨はもう非常に少なくごくごく一部だということです。

さらに、当園は離島であったこともあるかもしれませんが、全国的には入所者の出産が困難であった時代にもかかわらず、当園入園者からの出産数はわかっているだけでも100名以上に及んでおります。ということは、当園にとりましては、あるいは当園を取り巻く住民にとっては、当和光園で生まれた子供を非常に大切にしたいという事例があると思います。

6つ目の点としましては、当園では親族及び地域住民とのかかわりが大きく、開園に先駆けて、昭和58年から一般皮膚科外来を住民のために開いておりますが、何のわだかまりもなく受け入れられて、現在では毎日30名から50名程度の一般の人が出入りして受診しておられます。このことは、奄美群島住民のハンセン病に対する偏見が少なかったことにもよるかもしれませんが、和光園が地域住民に受け入れられていることを示すものであると思います。これは自然な形での啓発の場を提供していることになります。

さらに最近では、近くの小中学生が家族とともに、在園者と一緒になって農作業をして植物を育てるという取り組みにも取り組んでおりまして、それを「和光塾」と名を打って現在進行しております。

このように、今まで述べてきましたように、和光園は、本土のハンセン療養所とはかなり趣の異なった歩み方をして現在に至っておりますが、本日は、在園者にとって当園のハンセン病対策のよかった点、あるいはよくなかったと思われる点等をすべて洗いざらい検証していただき、有意義な検証会議になることを望みます。

今回の検証会議の真の意味合いとして、ハンセン医療及び行政について、過去の事象を十分にご検証いただき、その上に立って、現在の在園者が平穩に安心して余生を送れるご提言をいただいたらありがたいことだと思います。過去を振り返ることも必要ですが、余命短い高齢の入所者にとっては、検証会議後に出される将来に向けた報告書もしくは提案書のほうがむしろ今後は重要性を帯びてくるものと思われるので、期待しています。

本日は、よろしくお願いたします。(拍手)

【金平座長】 佐藤先生、本当にお忙しいところ、外来の治療の最中、ありがとうございます。特異のあるこの園をかつてお教えいただきまして、ありがとうございました。

した。

それでは、検証会議を進めたいと思います。

まず、本日は、在園者の方並びに関係の方から聞き取りをさせていただく予定でございます。一応4名の方がご準備くださっておりますので、順次、お願いしたいと思います。それでは、おいでくださっております、まず最初に牧ひろしさん、どうもありがとうございます。どうぞおかけください。

牧さんでいらっしゃいますか。きょうはどうもありがとうございます。よろしくお願いたします。4人の方にお話を伺おうと思います。たくさん伺いたいんですが、ちょっと10分ぐらいでまずまとめてお話をいただいて、みんなからの質問も受けていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、どうぞ早速。

【牧】 検証委員の先生方、ほんとうにわざわざ遠い奄美和光園まで検証にお越しいただいてありがとうございます。

これから、私、大正10年生まれ、出身地は徳之島でございますけれども、65年前のことをいろいろと思い返しなが、今日までのハンセン療養所で過ごしてきたことを皆様にできる限りお話し申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

実は、私は、先ほど申し上げましたとおり徳之島出身で、12歳のころにハンセン病が発病したということで、その当時、ハンセン病という病気に対しての怖さもわからないし、普通の病気ぐらいにしか思っておりませんでした。そうこうして四、五年たつうちに、もう斑紋が体のあちこちにできまして、当時、星塚敬愛園が昭和10年の開園でございますので、私が星塚敬愛園に、これはもうハンセン病の隔離撲滅政策の療養所ということは全然私は知りませんで、ただ普通の病院のつもりで、昭和13年の秋に敬愛園に行きましたけれども、本当にハンセン病がこんなに怖い病気で、世間から偏見、差別を受けている病気とも知らずに、ただの病気ぐらいのつもりで敬愛園に行ったわけですが、いよいよ敬愛園に入園いたしまして、いろいろと療養に入りまして、療友たちがいろいろ病気のことを説明してくださって、ほう、そんな怖い病気かなというぐらいの気持ちで、大体昭和17年の秋まで星塚敬愛園で治療いたしました。

当時のハンセン病の治療といえば、大風子油以外に何もありません。その代わり大風子は週3回の注射がございましたけれども、大風子注射は皮下注射で、一たん注射を受けるとすぐ散れるということがなく、その打った場所が次々固まっていく。後はもうどこにきょうはこの大風子を注射させるか、その場所を自分で皮膚をつまみながら、きょうはここに打とうというようなことで、欠かさず約4年の間、その大風子注射を打ちました。その大風子のおかげで、この大風子は本病にやはり効果があるんだなというふうに思いまして、これは欠かしてはならないということで、一生懸命大風子の注射をもらったわけです。そうということで、17年の秋に一応当時の一時帰省願書を提出いたしまして、許可があり、17年の秋に敬愛園を出て、我が故郷に帰ったわけです。

もうその当時から大東亜戦争がだんだん厳しくなって、奄美と鹿児島間の船の航行も自由な状態ではなくなってきて、星塚敬愛園に戻ることができず、そのまま島で農業の手伝いをしながら、終戦を迎え、昭和22年3月15日に、軍政命令による強制収容によって和光園に来たわけです。

とにかくあの当時の和光園に強制収容されるまでに、まず昭和22年1月の半ばごろとしますけれども、警察から呼び出しをもらったわけです。それに従って警察に行ってみると、やはりいついつには和光園に行くからという連絡のための呼び出しでございまして、私が警察に行ったら、1人先客が入っておって私は庭で待っておりました。その方が用事を終わって、今度私が入っていったら、「君はだれの代理か」と言われるので、「いや、代理ではなく私は本人です」と言ったところ、「外だ、外だ」と言って、いきなりもう外に連れ出され、外で立っておって、そういういろいろな連絡を受けました。それで、3月の中旬ごろかな、初旬かな、どこどこに集合せよという通知をまた受けたわけですがけれども、私はもうとにかく集合場所にまで行ってトラックに乗るつもりはなかったものですから、私は途中で乗りますからということで、集合場所には行かなかった。途中の道端の山の中で待って、この日は朝早く家を出て、ほんとうにこれほど家を出るときも周囲の人に見られたくない、何か殺人犯でも犯したか強盗でもしたような気持ちになって、こういうものかなあ、こういう気持ちかなあというふうな感じで、だれにも見られないうちに朝早く家を出て、その道路の途中の山の中で待っておりましたけれども、その日はなかなか車が来ない。トラックが見えないものだから、どういうことかと思ってぼつぼつ歩いて行きよったところが、夕方近くになってもトラックが見えない。これはどういうことかと思いついて、途中の役場のほうに行ってみたら、「それは船の都合で明日に延期になった。解散された」ということを電話連絡で知って、それからまたその場所から我が家まで8キロぐらいの距離をぼつぼつまた我が家に帰って、明るる朝、また前日と同じように家を朝早く出て途中で待ってあった。ようやくその日はトラックが、私が待ってあったところは、当時の天城村と東天城村という境目に当たるところで待ってあったわけですがけれども、天城村での集合場所で約10名ぐらいの患者を乗せてトラックが来るものだから、道路に飛び出してトラックをとめて、自分も乗って、亀得港という港が今の徳之島町になりますけれども、その亀得港まで行ったわけです。

それでも、その日に船は来ないんです。一晩はどうしてもそこで泊まらなければならぬことになった。当時の終戦1年半ごろの社会ですから、そんな多くの方を泊める場所もない。そういうことで、おそらく我々はハンセン病患者である以上、場所があったにしても泊めてはもらえなかったらと思うんだけど、たまたま道路の横にある旧防空ごうの中で一晩を過ごし、明るる日になってようやく船が来て、乗船ということになったんですけれども、当時は、棧橋というもない、本船が沖に泊まって、伝馬船で本船まで行くというときに、一人一人名前を呼び出されて伝馬に乗って、ちょうど10名ぐらい乗ったときに伝馬が底をついたものですから、引き潮だったんでしょうね、そういうことでち

よっと先に押し出してからあとは乗せるということで出したところが、そのまま本船まで10名ぐらいを乗せて行ったわけです。本船に行ってみると、これはもう与論、沖永良部からの乗客がいっぱい乗ってた。そういう中ですから、だれかその舳から本船に乗るはしごでちょっと足を怪我したか、その階段に血がついたものですから、もう上から当時DDTをばらまかれて真っ白になって、ようやく本船に乗ってみると、まあ船員も船室の案内も何もない。白墨で矢印で、当時の「金戸丸」のとももの3等に線を引いてあったわけです。その線をたどって行けということでしょう。だから、その矢印をたどって船室に入ったわけですがけれども、入ってみると、船室の中は畳は全部まくって、真ん中に積み上げて、板間の上に与論と沖永良部からの病者の方々が乗って来られる。入ってみると、そこら辺に乾パンがいっぱい投げ散らしてあるもんだから、「何で」というと、「いや、これは食糧といってもらったけど、カビが生えて食べられない」ということで、そこらじゅう投げ散らしてあったわけですよ。そういう船室の中で、トイレがわりにはちょうど1斗缶を2つか3つ置いてありまして、それは男であれば用を足されたかもわかりませんが、女の方なんか1斗缶で用が足せるはずがない。そういう状態で名瀬の港まで来たわけです。

名瀬に来て、名瀬も桟橋もない、やはり同じ。本船は沖に泊まって舳。ようやく舳に乗って名瀬の港に上陸してみると、くいを打って縄を張って場所を構えている。その中に我々は待てということでしょう。その中で待っておいたら、トラックが二、三台来て、大体私たち同じ日に収容されたのが70名ぐらのおったんですが、それでトラック何台かに分乗されて乗って行った。

それでちょうど今考えると、現在の浦上地区はもう当時の面影もありませんよね。あそこは全部田んぼだったわけです。もう町になったわけですがけれども、全部田んぼ、そういうことで、今のちょうどガソリンスタンド、あれから集落までは大体800メートルぐらいの一直線の道路があったわけです、田んぼの中に。そのもう入り口でトラックから全部降ろされて、そこからちょうど和光園までは2,000メートル、そこを歩いて、道路も歩かない。途中まで道路を歩いたけれども、途中から田んぼのあぜ道を通って、集落の中は通さないということで、田んぼのあぜ道を通って和光園にたどり着いたわけです。

和光園にたどり着いてみると、ほんとうにこういうところに何で強制収容したのか。当時を思い出しながらこの地図も書いてみましたけれども、これをごらんになればおわかりになると思いますけれども、当時の和光園開園当時の事務本館として建てられた建物でしょう。あれははっきりそうだとは言えませんが、事務本館から治療棟、官舎もこの中に1軒建ってありました。それに倉庫があった。そういうところを全部我々が居住部屋として使わなければ、居れる場所がない。そういう中になぜ強制に収容しなければならなかったのか。今考えても不思議でならない。だから、ほんとうに事務本館から病気治療棟、倉庫、そういう場所を我々の部屋として明け渡して、そういう中で生活させられたわけです。

その当時の入所者の数は、ちょうどいろいろと調べてみると、我々が昭和22年3月1

5日に和光園に来る前に、既に104名ぐらいの方が入っていた。そして、私たち70名の方が入ってきた、収容で。そしたら174名になった。その月の24日にまた40名ぐらいの収容があった。その収容は、喜界島、瀬戸内町、あの辺からの入所者が40名ぐらいの収容があって、いきなり200名を超える入所者になったんですけれども、我々が住まっておる場所といえば、それ以上の建物もないし、だからもうほんとうのぎゅうぎゅう詰めで生活をしたわけです。

そういうことだし、また職員の数調べてみると、私たちが入ってきた当時の職員というのは、園長以下たった10名だった。この中に、その職別のあれも書いてあると思いますが、そういう中で、医者は当時の園長が1人、介護士が1人、あとは事務職員2人とかいろいろ職員がいた。看護婦というのも正看の看護婦は一人もいない。そういう看護助手として2人の、見ればすぐ看護婦と思いましたがけれども、それは看護助手として雇用された2人。その2人が治療のまねごとをやって、我々は当時を過ごしたわけです。

そういう中で、明けて23年には、本土療養所から和光園に引き揚げて来る人が、和光園が受け入れられないから、受け入れ準備ができるまでといって沖縄愛楽園のほうへ行って待機してもらっておった。そういうことで、いきなり引揚者を迎え入れるために、これにありますとおり当時琉球政府でつくってくれた建物を「桐寮」と名づけて、これを男子寮ですね。それに「菊寮」と名づけて、これは内縁部屋と。本土からの引き揚げですからやはり断種をしなれば4畳半に入れないということで、断種もしないで内縁生活しておった方々を入れるということで、1部屋に4組ぐらい、四隅にそれぞれ1組の夫婦が入ったと。それに断種をしてはつきり4畳半で生活しておった方々のために、夫婦舎として1棟2部屋の小棟ですね、20組40床、これが引揚者を受け入れるための園の整備です。その整備ができて初めて愛楽園で待機しておる引揚者100名余りの方々が入ってきて、いきなりもう300を超える入所者となったわけです。

そういう300を超えた状態のどういう我々和光園の今現在の、その当時の和光園は、ごらんのとおりその川の山手のほうだけ、ここの場所は当時は和光園ではありません。社会の有屋集落の畑、さとうきび畑だったんです。そういうことで、これは日本復帰してから、28年12月25日の日本復帰、その後に厚生省に移管されてから一挙にこれだけの土地が拡張された。もうほんとうに今考えるとあれだけの狭いところに、一番数の多かった300名余の患者をよくも押し込んであったなと、そういう気がしてなりません。やはり日本に帰って、ほんとうこれだけ敷地も拡張され、ほんとうに療養所の中とはいいいながら、やっぱり本国は温かいなあという印象を受けましたね。

そういうことで、当時の和光園での生活、いろいろありますけれども、一言申し上げたいことは、その一番苦しい、開園当初の治療棟として建てた家までも、我々の居住地、部屋にかえて生活しておる、ただその治療棟に外科場だけ土間であけてある。私も入っておったわけですけれども、そういうときに、これは22年の8月31日付で医者が1人入ってこられた。そして23年5月27日まで、この先生は1年足らずですよ。そういう先生が

おって、そのときにその外科場で解剖室も何もないところで、だれかを解剖したことがある。これは私、自分の耳で確かめておりますからきょうははっきり申し上げますけれども、そのときもいろいろとそこで解剖しながらいろいろ先生が話しておることも全部耳に入ってくる、そういう場所で解剖があったということだけは申し上げます。

それと、ちょうど引揚者を迎えるための今までの話しましたように、その引揚者を迎えるための施設整備、その後、やはり復帰前ですけれども、夫婦舎を5棟10床、琉球政府時代に建てました。明日、現場を見るときに説明しようと思っておりますけれども、その部屋に入るためにはやはり断種が条件で、ほんとうに本土の療養所から引き揚げて来られた方々でも、内縁生活をしておる方はもう年は60、70にもなっておる人なんです。その人なんかを断種しなければその部屋に入れてもらえないんです。だから、自分から希望してその部屋に入るために断種をしてもらった。その中に私自身も入っている。1号から10号までの夫婦舎でしたけれども、私はその9号室に入りました、断種されて。その後は、和光園の場合は、一遍に夫婦舎が整備されると。あのときはおそらく断種しなくても全部入れたと思います、夫婦舎にね。

そういう経過がございますけれども、やはりこれからは、和光園でもよその施設でできなかった出産ができたということなんですけれども、これはもう医者がない、そういう医療設備もなければどうすることもできないわけです。断種しようにしても、墮胎しようにしても、そういう措置をする場所がない。そういうことで、これはもうやむを得ないことですが、そして何名かの子供が生まれた。その後、ちょうどカトリックの神父さんが入ってきて、やはり人間母の体内に宿れば1人の人間として扱うという宗教の教えから、これは断種するとか墮胎するとかということは絶対まかりならんことだということで、神父様がそういう子供を育てる育児園をつくって、生まれた子供はそこで育てると。今もあります白百合の寮、あの寮は3歳以上ぐらいの子供だけですけれども、乳児園も別につくって、二、三歳になるまでは乳児園で育てて、そして白百合に移るということでやっておりますけれども、そういうことがあってよその施設では例を見ない子供が産めるという事実は、これはもうそういう経緯があってこそ子供がおるのであって、それがなければ、やはり純粹に同じなんですよ。だから、そこはほんとうに医者のいない、設備の何もない、さっきから言うとおりの、治療棟までも全部患者が居室に使ったわけですから、何をする場所もないわけです。そういう時代があって、特殊な和光園みたいに言われるけれども、やはりそういう事情があってやむを得なかったということです。そして、カトリック教会のほうで教義に従って、信仰の教えに従って、人間母の体内に宿れば一個の人間であると、これを殺すことはまかりならんというのがカトリック教会の教えですから、それを実際に実行したのが和光園。今考えても、同じ軍政下にあった沖縄の園はそれができなんだ。何か。何で和光園だけというのは、やはり直接和光園には神父が居住しておった。実際に毎日のように病棟の入居者の見舞いとか、自分の食糧までも全部入居者のためにあげた、そういうほんとうに我々病者の面倒を見てくれた神父様のおかげ。だから、今でもほんとう

に神父様には感謝しています。和光園事務所の中にも神父様の写真も掲げてあります。そうすることで、ほんとうに和光園で特別なようなよその施設でできなかった子供が産めたというのは、そういう事情があつてのことですから、どうかご理解いただくようお願いをしておきます。

ほんとうにとりとめのない証言ですけれども、和光園のこれからの問題、全国で一番小さい施設ですから、国が一人になるまで面倒は見るとは言つておるものの、どのような形で見ることがこれからの問題です。我々も将来の補償問題に対してもいろいろ模索しながらやっていきますので、これからのハンセン施設に対してのご理解を、先生方のご協力、ご支援をよろしく願いいたします。

【金平座長】 どうもありがとうございました。牧さんのほんとうにお小さいときに発病なさっていますけれども、特に戦後、この和光園とともに生きてこられた、そしてまた和光園が奄美という特別なところでいろんな条件の中で変遷をしてきた、そのところをお話してくださいました。ありがとうございました。大変わかりやすく説明していただいたと思いますが、ちょっと皆さんの質問を受けてくださいますか。

何かございますでしょうか。

【光石委員】 ありがとうございます。検証会議の光石と申しますが、お書きになっているところを見ますと、医療があまりにも貧困で、断種や墮胎することができなかったということをお書きになっていますね。牧さんの場合には、夫婦舎に入るために断種したと。そうしましたら、これはお医者さんがそういう手術をしたんじゃないんですか、牧さんの場合は。

【牧】 お医者がやりました。

【光石委員】 お医者さんがやったんですか。

【牧】 はい。

【光石委員】 そうすると、その後はだんだんだんだん医療がもっと貧困になっていったということですか。もう断種はしないというか……。

【牧】 そこら辺が教会の信徒になっておると。これはあくまでも神父と相談しなければできない、それはさせないと、神父さんがね。だから、やはり信徒でない方は断種したり、いろいろとやはりほかの施設と同じ。だから、カトリック教会に信徒として洗礼を受けておる者は絶対それはもう神父が許さないと。そういうことです。

私自身が断種を受けたときは、まだカトリックに入ってなかったんです。信徒にならない前に、それは昭和26年ごろかな。

やはり断種・墮胎ができなかったというのは、それは施設、そういう医者がないのと、そういう医療設備も何もない。もう医療設備がなければ、やはり墮胎にしたりしてできないでしょう。そういうものが和光園に全然なかったと、医療設備も。だから、医療設備を置いた治療棟までも入所者の居室に使っておつたと、治療棟までも。だから、何も治療をするところはない。

【光石委員】 牧さんの場合、昭和26年ごろはまだお医者さんがおられて、そういうふうには断種をやるだけの設備といいたいでしょうか、そういうものはあったと。その後、そうではなくなったと。

【牧】 その後に、25年か6年ごろに琉球政府が治療棟というのを建てたわけです。新しい治療棟ができたんです。その間はもう全然ないと。治療棟も何もないと。新しくできたわけですよ、治療棟が。

【金平座長】 いいですか。

【福岡委員】 多分新しい治療棟ができるまでにそういう治療の場所がなかったので、断種とか墮胎ができなかったんですね。牧さんがなさったときは、ちょうど夫婦舎に入るには断種しろという条件をつけられたし、新しい治療棟ができたんで、ほんとうはしたくなかったけれども、それに応じたと、そういうことですよ。で、少なくともまた神父さんの働きによって、さらに子供が産めるようになってきたということですね。

【牧】 はい、そうです。

【福岡委員】 ちょっとマイクを持ったついでにお伺いしたいんですけど、生まれた子供たちは、天使園とか白百合の寮に引き取られていったわけですが、ご家族とか親戚の方が和光園で生まれた子供たちをその後引き取って育てるといったようなことはあったんでしょうか。

【牧】 親戚が？

【福岡委員】 ええ、とか、子供からいえばおじいちゃん、おばあちゃんとか。

【牧】 それもありましたよ。

【福岡委員】 結構多いんですか。

【牧】 我々は少ないです。だから、そういう身内が引き取って育てるといったこともありましたよ。ありましたけれども、それができない方がその天使園に引き取ってもらって育ててもらったということです。

【福岡委員】 そうしますと、先ほど佐藤園長さんのほうから、この和光園の場合はわりと親族とか地域社会とのかかわりが深かった、うまくいったというお話でしたけれども、きょう牧さんのお話ですと、そもそもここに強制収容されたときに、有屋の集落内の道は通るなというふうに具体的にそこに書いておられたということで、この近くも含めて地域社会からはハンセン病に対する偏見がむしろ強かったというふうなお話ですよ。それは、園長さんのお話が間違っているのではなくて、どこかでそういうふうに変わっていったというふうに考えたらよろしいんですか。

【牧】 それは、和光園をここに作るということに対しては、周辺の集落は大反対をしているわけです。だからもう何とかしてここに和光園を建設するのを阻止しようということで猛反対をして、その反対運動はひどかった。

【福岡委員】 それがどこかでだんだん変わったというふうに考えるんですか。

【牧】 それをある方が、やはりその方は大熊出身の方かな、その方が中心になって集

落の人々を説得して、何とか和光園をここにつくるようになったということです。

【福岡委員】 あ、つくるときですね。

【牧】 だから、そういう中において、和光園はつくってはいたけれども、でも患者を移送する車を集落内は通さないとか。だから、患者を一步も外に出してはいけないとか、そういう契約を取り交わして、そして和光園をつくった。だから、そういうことは、当時ほんとうに厳しかったけれども、やはり和光園ができて運営し始めると、やはり和光園に職場を求めるわけですね、かえってね。そういうことで、今はもうそういう当時のことなどは全然考えられない。なるべく近郊の方々は和光園に就職したい、そういうふうに変わってきてるわけです。

【福岡委員】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。まだお話がこの園の基本的なところであるような気がいたしますけれども、きょうはほかにもお待ちいただいておりますので、一応牧さんに対するのはここで一回打ち切らしていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ほんとうに貴重なご体験をありがとうございました。(拍手)

次にお話をいただけるのは、作田さんでございます。大変お待たせいたしました。きょうはよろしく願いいたします。早速お話をお願いします。

【作田】 皆さん、こんにちは。

きょうは、当園和光園におきまして検証会が開催することになりまして、検証委員の先生方、また関係各位の皆様の大勢の方々の来園をいただき、ここに和光園でも大変意義の深いありがたい検証会議を催すことができましたことに、心からの喜びと感謝を申し上げます。次第でございます。

実は、私、今回の検証会議において、果たして自分が考えていること、これから申し上げることが検証委員の検証内容につながるかと、また場所違いではなかろうかということを感じておりましたが、本日は、和光園の医療の現状と、それから最近大変重要な問題となってきました将来構想の問題について、皆さんに現状とこれからの取り組みなどを報告申し上げまして、今回の検証会議の検証の一環となりますれば大変幸せでございます。

まず初めに、和光園の医療の現状と申しますと、和光園は、現在、医師の定員が3名になっております。しかし、最近はこの3名の医師の充足もなかなかございませんで、いつも園長と医師1人の対応でやっておりますが、これには大変無理な点も多くございます。また、入園者のほうにも、夜分のときの緊急時の対応など、また入院、通院どきの対応などに大変不安が多くございます。

この実情を厚生労働省のほうにはご理解をいただき、これからの和光園の医療については、一日も早く3名の医師の充足を心からお願いを申し上げます。

次は、今大変に身近な問題として出てきておりますところの、小規模施設和光園の将来構想でございます。

この問題は大変難しく厳しいことございまして、和光園、現在入所者数も69名にな

りました。そして、平均年齢も78歳を超える時代となりまして、内外ともにすべてのことで大変苦慮しております。しかし、この和光園の将来構想につきましては、これからは、入所者と職員、そして一般の皆さんと心を一にして一体となって取り組んでいかなければならない重要な問題だと思えます。しかし、この問題、今大変寂しいことですが、私たち和光園独自の将来構想委員会をただいま準備中ではございますが、組織を立ち上げておりません。大変寂しいことですが、しかし幸いなことに、昨年来、名瀬市のほうで奄美群島における唯一の国立の医療機関が和光園、そしてハンセン療養所としての余命も大変残り少なくなってきました和光園の将来を、いかにして国立の医療機関として存続させていくかということで、今委員会のほうでは熱心に検討し、また各方面に呼びかけて模索をしているところでございます。

しかし、皆さん、この問題、中に入れば入るほど検討してみますと、国の行政改革の大変厳しいさなか、難しく厳しいこともわかりますが、奄美群島には今もなお難病、そして重度の障害を持つ皆さん、最近特に増加してきておりますのが高齢による痴呆症などの病で苦しむ人が多くございます。

この和光園、内外ともに大変環境が変革してきました。これから先は、輪内のほうから名瀬の中央に向けてトンネルの開通も間もなくできます。そうなりますと、この和光園、場所としては最高の場所になります。この和光園を、将来やはり国立の医療機関として存続させていただき、これらの病に苦しむ人たち、また寝たきりの不自由な生活をしている人たちの安心して過ごせる医療の場として、そして郡民全体のリハビリのセンターとして広く活用していただきますよう、今心から願っている次第でございます。

皆さんにおかれましても、これからの和光園の将来構想、存続問題には、いずこにありても、心からの理解と、そして心からの支援をお願い申し上げまして、きょうの検証会議に臨み、大変簡単ではございますが心からのお礼を申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

【金平座長】 作田さん、ありがとうございました。今問題になっております医師の問題について現状をお話しいただいたこと、それから既に人数も少なくなり、また高齢になってきている現状から、将来構想というふうなものがとても緊急の問題になっていること、こういうことのお話をさせていただきました。

ここで、今のお話に対して少し質問を受けていただけますか。

どなたかございますか。

【筈委員】 作田さん、ご苦労さまです。検証会議の筈です。栗生楽泉園から参りました。

この将来構想問題と申しますか、この現状ですね、園長先生とあと1名の医師と。私たちも一人一人がさまざまな後遺症を持ってしまして、目やなんかも患う、あるいは耳鼻科もかからなきゃならない、内科、外科、さまざまな症状を持っていますが、その場合、この2人の医師でどういう治療が行われるのか。例えば眼科も内科も外科も、今の2人の先

生で全部こなしているということですか。現状はどうなんですか。

【作田】 大変貴重な質問でございます。その点で非常に、僕が初め皆さんにお願いしました。外部医療機関との通院、そしてまた、診療のときの対応に非常に不安があるということはその点でございます。しかしそのことは、和光園はもう以前から外部の医療機関との連携は大変早くから深くとれておりまして、眼科は毎月先生が1人、そして耳鼻科、内科のほうも1人、今ここで園長と1人の医師が診ているのは、内科の簡単な診察と外科のほうの診療を園長先生がやっております。という状況でございますが、大変不安なときもありますけど、現状としては外部の医療機関との連携が深くとれておりまして、そう不自由なくやっておりますけれども、先ほどから言っているように、年をとってきてほとんど不自由になってくると、外部の医療機関に通って診察を受けるとか、また入院をすとかということが非常に不安な点が多くございます。そういうことが今大変重要な問題となっておりますのでございます。その他の歯科にしても眼科にしても、毎月1回ずつは外部の医療機関から診察においでになって、その病状を詳しく園長なり先生に報告いたしまして、とるべき処置はとっておるという状況でございます。

【鈿委員】 厚生労働省は、私たち原告団との確認事項として、2001年12月25日に、在園保障という問題が社会の中で住んでいる水準を落とさない形で、生活も医療も維持するために最善の力を発揮するという文言を我々に約束事として言っているんですね。

それで、そのことから考えれば、今の奄美和光園の現状というのは、言うならば厚生労働省が約束しているところとかけ離れた、大変多くの問題を残した状況にあります。だから、厚生労働省は普通なら私たちの関係、それに約束の関係からいえば、このような形で放置してはいけないというのが私たちの理解ですよ。

ですから、これはほんとうに将来構想という問題は、私たちの栗生楽泉園でもこの問題に取り組んでいますけれど、奄美和光園がやはりすばらしい医療施設として残る、最後の一人まで皆さんが国の責任において医療や生活の万全を期してもらう。そういかなければ、私たちが裁判を通して人間を回復したということは、名実ともにそういう形にならない。むしろ、今の現状からいくと、どんどん医療の状態が悪くなっている。国が法的責任を果たさなければならぬ事柄なのにもかかわらず、現実はどんどん医療が悪くなっているということは許しがたいことだと思います。そのことについて改めて作田さんのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【作田】 ありがとうございます。

ただいま鈿さんは、私が口にするのでできない、心の中で思うとっても自分でそれを言葉に出すことができないということを鈿さんが代表してみんな出してくれました。ありがとうございます。まことにそういうことでございます。

私たちの最後の一人まで面倒は見ていくと、国の責任において面倒は見ていくということがございますが、先ほどから言われておるように、いかなる方向づけで面倒を見ていく

かということになります、その中に入っておりますのが、やはり現在の医療の充実でございます。それをなくして、ただ将来に一人になるまで面倒を見ていくという言葉だけのことになりますと、これはもう大変なことになりますので、これから先もやっぱり今の和光園の状態、これは将来構想とも大いに関連のある、つながりのあることだと思います。医師3名の定員の補充すらもそう簡単にはやってくれないというところに、非常に私たちも困っていることが多いんですけど、これから先はそういう方面でもっとみんなで気をつけて、状況なりまた将来の構想の中でも取り上げて検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

【金平座長】 いかがでしょうか。

【宇佐美委員】 長島愛生園から来ました検討委員会の宇佐美でございます。

作田さんにちょっとお尋ねしますが、長島愛生園は現在非常に少なくなりまして、入所者が469名になっております。和光園から見たら400人多いんですけども、医者の方が、多磨全生園のように25名という定員いっぱいいるのと違ひまして、17名の定員で現在副園長がおらないので16名という形で常勤になっておるわけですけども、また、長島だけで治療だとか手術だとかの対応ができないという形で、岡山における医療センターとか大学病院、個人病院等、また大きな病院等に入院加療したり診療に行っておるわけでございますけれども、今和光園で、今の入所者の方で、現在和光園の先生と、またパートで来てもらう先生以外で、診療だとか入院には年にどれほど行っておられるか。また、それに対して不安であって、入院がなかなか困難だというのは長島でありますけれども、こういうような問題についてのケアだとか、そういうような問題についてどのような対策を現状で考えておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

【作田】 それはもう大変僕には難しい問題になってきますけど、先ほどから遠慮がちに申し上げているということは、ほかの療養所の入所者の人員と、それからお医者さんの、全療協のほうでは毎年調査をしておりますけど、今年の調査結果はまだ来ておりませんが、大体どちらの病床を考えてみても、入所者の数とお医者さんの定員の数と、そして和光園のそれを比較してみたとき、ああ、そうか。やはりパーセントとしてはこのようなことになっておるんだなと思って、それであまり力強く言うことも言えないような状況でございますが、とにかく外部の医療機関との連携がとれて十分やってきているじゃないかという昨年の厚生大臣の発言もありましたように、すべては外部医療機関のあれに任せてやるということなども話してもおられましたが、それはそれなりに、やはりもう少し立ち入った対応をしてもらわないと、やはり年をとってきて不自由になると大変なんです。外部の医療機関に行つて診療を受けたり、また入院となると、それはもう大変なことでございますので、その辺が最近は特に声が大きく出ておりますが、これから先はやはり国の責任でもってそういうことの解決、解消もしていただかないといかんと思っております。

【宇佐美委員】 もう一点、私の要望ですけども、和光園が現在69名の方がおって、

いろいろと医療で大変だと思いますけれども、アメリカ合衆国においては、ハンセン病の療養所が2つありまして、今現在は無いんですが、ハワイ・モロカイ島のカラウパパとそしてルイジアナ州のカービルにあったわけなんですけれども、ほんとうに十何年、今ハワイでも20名生きている状態で、またモロカイ島はそのようですけど、カービルにおいては最後の患者が9名とか10名とかいうのは近くに居住して、医療センターで治療をさせていただいておったというような状態から考えても、最後の一人まで、またそういう少数になっても安心してそういう施設で長年50年、60年と生活していた施設の中で生涯を全うできるように、全療協も、また原告団も、またきょうの検証会議の皆さん方も関係者の方に理解をしてもらって、一人になっても頑張っていけるような制度に、和光園の入所の方も頑張っていたきたいということを要望して、質問を終わります。

【作田】 どうもありがとうございます。

【金平座長】 では、宇佐美さんのほうは要望ということでございますから、お答えはいいと思います。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

では、作田さん、どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。今がちょうど2時半と考えるとよろしいでしょうか。45分から始めさせていただきたいと思います。

(休 憩)

【金平座長】 それでは、時間が参りましたので再開いたします。

冒頭に申しましたように、きょうはあとお二人の方がお話をご準備くださっております。それでは、次に奥晴海さん、大変お待たせいたしました。ありがとうございます。じゃ、どうぞお願いいたします。

【奥】 私の両親はともに奄美大島の出身です。母は、昭和18年にハンセン病とわかり、星塚敬愛園に収容されましたが、戦争末期の混乱に乗じて脱走し、父と一緒に福岡県の筑豊に渡り、炭坑で私を産みました。

しかし、やがて母は再発し、昭和25年12月、菊池恵楓園に入所しました。このとき、父と私も恵楓園で家族検査を受けました。私は4歳でしたが、執拗に知覚検査をされたこと、特に左足のやけどの跡をしつこくつつかれ、「痛いと言っている」と手で払ったことを覚えています。

父は健常者でしたが、若いころにハブにかまれ、その治療で神経を傷つけたために足を引きずっていました。それを見とがめられ、夫婦同体だとして、いや応なく入所させられたと言います。残された私は、未感染児童として竜田寮に入れられることになりました。後に、母は、あのときハブ咬傷さえなければ父ちゃんが恵楓園に入れられることもなかったのにと、繰り返し悔やんでいました。父は母を入所させた後、私を連れ帰るつもりだったようです。

壮健であった父は、時々竜田寮を訪ねてくれました。けれど、母と交わった記憶はほとんどありません。患者である母は、竜田寮に足を踏み入れることを許されなかったのだと

思います。

父は、患者地帯の中で畑を耕していました。療養所の敷地には、ほかにも患者が耕作している畑が多数ありました。

幼かった私は多くを覚えているわけではありません。しかし、父が大八車を押して行く先にため池が幾つもあった恐ろしかったこと、父の自転車の後ろに乗って恵楓園の西の隅から東のほうに移動するとき、職員地帯を避け、高い壁がそびえ、ヒノキがうっそうと茂るところを通過していたこと、ひっきりなしに上空を米軍機が行き交っていたことなどは記憶にしっかりと焼きついています。それは、昔から繰り返し見る恐ろしい夢の光景でした。遺族として裁判に参加し、恵楓園を訪ねて、初めてそれが恵楓園だったことに気づきました。

昭和28年4月、私は、竜田寮の敷地内にあった未感染児童の分校に入学しました。2年生の1学期まで在籍していたはずですが、分校のことはほとんど覚えていません。ただ、バイクでたくさんの人が来てマイクを持ち、竜田寮の門の前でわあわあ何か叫んでいた記憶はあります。それから、外の子供たちから石を投げられたり、避けられたりしました。それが黒髪小学校事件であることを知ったのは、熊本地裁の判決後のことです。

1学期を終えた時点で、私は、父に連れられ奄美大島に渡り、叔母の家に引き取られました。両親は、黒髪小学校事件以後の激しい差別のために、私がひねくれてしまうことを心配して、私を手放し奄美大島にやることにしたのです。

実際、私はそのころ母の病気を恐れるようになっていました。たまの面会のときも母に近寄ろうとしないばかりか、「こっちに来るな」と追い払っていました。恵楓園で母と一緒に写した写真が1枚だけありますが、私は、いかにも嫌そうに体をなるべく母から引き離すようにして立っています。

奄美大島に帰る前の数週間、私は、恵楓園の両親の部屋で最後の時を過ごしたようです。当時、無菌地帯の者が患者に面会するのは、木造の面会所でカウンター越しにしか許されませんでした。そのカウンターから荷物のように保母さんから両親に手渡されたことを覚えていますが。

それが、恵楓園で最初にして最後に両親と一緒に過ごした日々となりました。その間、時の園長であった宮崎松記先生が私を見つけて、「おじょうちゃん、いらっしやい」と手招きをしたことがありました。園長はお菓子でもやろうとしたようです。しかし、患者地帯にいたことが職員に知れたらしかられることと教えこまれていた私は、ただただ恐ろしく、「あした帰る！」と叫んで逃げました。

奄美大島に来てから、実は、母方の祖母もハンセン病で和光園にいることを知りました。私を引き取ってくれた叔母は、その祖母の病気のことが原因で離婚になり、幼い子供2人を1人で育てていました。狭い集落では、祖母や私の母の病気を知らない者はなく、私は何かあるたびに「患者の子供」とさげすまれ、冷たい視線にさらされました。

奄美大島まで私を送ってくれた父は、再会もかなわないまま、昭和31年に恵楓園で亡

くなりました。その翌年、母は、恵楓園から和光園に移ってきました。そのとき、祖父が和光園まで来て、寮の玄関先に母を呼び出し、「病気を治して帰って来ると思えば、こんな姿で帰って来て。猫いらずを買ってきたから、これを飲んで眠れ」と言い捨てて帰ったそうです。それ以後、祖父は二度と母に会うことはありませんでした。

私は、母が和光園に来てからは何度も和光園に忍び込みました。職員に見つかりと追い返されるので、必ず裏道を通りました。朝早く芋とみそを入れたかごを背負い、田舎から名瀬の港まで船で2時間、さらに山を越えて、ハブや人さらいの気配におびえながら、母恋しさに火葬場近くに駆けおりにしていました。職員の目を盗んで母に甘え、夜は狭いふとんに潜り込んで母と一緒に眠りました。中学校を卒業するまで私が安らげる場所はここしかありませんでした。親という無償の愛を注いでくれる人がいない社会での暮らしは、幼い子供にはあまりにも過酷でした。

未感染児童との烙印を押された私は、毎年、何回か保健所の職員の訪問を受けました。どこに行くにも、患者の子供、未感染児童という肩書きがついて回りました。

中学校を卒業すると、細織りの仕事をさせられました。そこでも、母や祖母の病気のことと幾度いじめられたかわかりません。運命を受け入れるしかない歯を食いしばって生きていましたが、ときにはどうして私だけがこんなに難儀するのかと親を恨むこともありました。

それでも、やっぱり私には母や祖母のいる和光園は懐かしく、ほっとできる唯一の場所でした。母が亡くなる平成8年6月まで、私は和光園に通い続けました。昭和57年には、ありのままの私を受け入れてくれる人と結婚でき、田舎を離れ、和光園に近い名瀬に暮らすようになりました。しかし、母が私の家に来ることはありませんでした。また、和光園に移ってからは、一度も田舎に帰ることはできませんでした。

母は、私が訪ねるたびに、口癖のように「いつまで通わすかね。自分が早く死んだらなくてよくなるのにねえ」と言っていました。晩年には脳梗塞を患い、入退院を繰り返し、最後の3週間意識不明の状態が続いて亡くなりました。病棟で息を引き取った母に、私は最後の2カ月はずっと付き添っていました。

園の中で行われたお通夜の席で、今は亡き石田宮屋さんという入所者の方が、私の顔をじっと見て、「晴海、長い間ご苦労さま。これでほんとうに和光園ともお別れね」と言われました。

私が、母のこと、父のことを人前で話したのは、熊本地方裁判所に遺族提訴をして法廷で意見陳述をしたときが初めてです。四十数年も和光園に通って、中の人よりも和光園のことを知っているのだから話してほしいと言われ、弁護士さんとの打ち合わせで、初めていろんなことを話しました。長い打ち合わせの後、法廷で意見陳述を終えて奄美に帰ったら、どっと疲れが出てじんま疹が出ました。

けれど、人前で話したことで私は強くなったように思います。ただ悔やまれることは、

なぜ20年前にこれができなかったのだろうかということです。20年早ければ、私の人生は違ったものになっていた、そう思います。

熊本で同じく遺族として提訴している方々にお会いし、どの遺族も同じ思いを持っていることを知りました。今、その方々と「れんげ草の会」という家族の会を立ち上げ、全国の遺族と手を結ぼうとしています。その活動の中で、多くの遺族や家族が、今も心からの解放を得られず苦しんでいることを痛感しています。

また、意見陳述が縁で、当時の竜田寮の保母さんと50年ぶりに再会することができました。昔の写真を見せてもらい、竜田寮跡にも足を運びました。既に当時の保育所の寮舎はありませんが、分校の窓から見えたイチョウの木は昔のままそびえていました。今は県営住宅が建っていますが、今訪れても、山際にあるひんやりして寂しい場所です。そこに立った瞬間、それまで記憶の底に眠っていたさまざまな光景がよみがえり、ずっと封印されていた過去が今につながった私という人間が何者かがはっきりわかったように思いました。

しかし、社会には、まだまだ予防法の封印から解き放たれていない家族がたくさん苦しんでいます。

検証会議の先生方には、私たち患者の家族が受け続けている被害の実態をつぶさに見ていただき、二度と同じような被害の起きないように、力を尽くしていただきたいと思いません。

【金平座長】 どうもありがとうございました。奥さんの小さいときからのつらかった経験、話しにくかったこともあったでしょうけれども、どうもありがとうございました。

では、委員の方からの質問を受けてください。

【藤森委員】 検証会議の藤森と申します。ありがとうございました。

お話の中で、「れんげ草の会」というのをなさっていて、今も多くの方々がいろんなお話をされていると。今も心からの解放を得られず苦しんでいると言われましたが、そのところを具体的に例えばどういうことなのか、もうちょっと教えていただけますでしょうか。

【奥】 遺族はとても難しいんです。仲間はたくさんおると聞いていますけれど、なかなか声をかけても思うように出席してもらえません。

【藤森委員】 なぜですか。

【奥】 やっぱり偏見、差別、世間とのあれじゃないでしょうかね。やっぱりいろいろ難しい点があると思います。もうこの身内が亡くなったりしたとか、もうこの世から去った時点で、みんなもう終わりにしたいと思っているんでしょうね、多分。私も実はそう思います。だから、遺族はやっぱりそうして生きていかなければつらいんじゃないでしょうか。

【筈委員】 検証会議の筈です。

今遺族の立場とおっしゃっていますが、お話を聞いた中では、未感染児童という立場ももう一つおありですから、今私の住んでおる栗生楽泉園も、以前、その未感染児童の保育

所の施設が楽泉園のすぐそばにあったんです。で、この未感染児童に対する補償、ほんとうにあなたがさっきおっしゃったように、病気でないのにやがて病気になるであろうというような言葉ですね、未感染児童って。やがて病気になると。それでもうそのこと自体、人権を奪ってしまっている。しかも、そういう施設に近いところで暮らさなきゃいけない。それで、竜田寮事件というのは何かほんとうに地域からも激しい差別を受けたという事件で、その竜田寮におられた方にきょうお目にかかれたということ、大変意義深く思っていますが、この未感染児童の問題では、最近、栗生楽泉園の保育所にいた者が補償を求めて厚生労働省のほうへ訴えたけど、これが却下されているような状況があります。ですから、遺族の会と同時に、そういう未感染という言われ方で差別を受けてきた人たちとのつながりがもう一つできてこなければいけないんじゃないかなあというふうに思いますが、そういうことについてどのようにお考えになっていますか。

【奥】　　そういう問題をいろいろ含めて、私は旧姓の奥晴海という名前を出しました、この裁判の後に。ですけれど、保母さんたちともお会いできたんですが、まだ竜田寮にいた人たちと一度も会えていません。保母さんたちの話を聞いたら、何名か自分たちもその子たちを知っているんだけど、やっぱりそこに周囲にいる身内とか結婚していった場合に、「その保母さんとどういう関係なの」と言われるらしくて、なかなかそれが難しいみたいで、竜田寮におった保母さんもみんなが集まって会えたらねと言われるんですけど、何回も熊本に行ってそれを望んでいるんですけど、一度もお会いできません。

【光石委員】　　ありがとうございます。

先ほど藤森委員の質問にもありましたが、心からの解放あるいは予防法の封印から解放放たれていないという、これは奥さんのお考えでは、もう真っ先に今何が一番あれば少しでも解放放たれる、解放されるといふふうにお考えでしょうか。もし幾つかありましたら、どういうことが起これば少しでも解放放たれるとお考えでしょうか。

【奥】　　今遺族のれんげ草の会に、やがて二十何名ぐらい集まっていますけど、そのれんげ草の会をするたんに、この裁判ではできなかった20年の補償しか受けられなかった人と、20年を超えた人に補償がなかったみたいで、その方たちが何人が集まっています。その人たちの話を聞いたときに、非常にやっぱり胸に打たれるものがあるんですよ、同じ遺族として。そういう人たちがまだ、何て言えばいいんですかね、まだいらっちゃって、まだなかなか私たちの会の目的は、みんながこうして集まっているいろいろな自分たちの生きていくうちにあったいろいろな苦労話とかをみんなで語り合って元気を出そうというのを目的で始めているんですけど、それがなかなか思うように集まってもらえません。難しい、とにかく難しいです、遺族は。

【光石委員】　　ありがとうございます。

【金平座長】　　連絡はつけてらっしゃるんですか。

【奥】　　何人かわかる人にはやっぱりお声もかけているんですけど、もうこれで、このあれには触れられたくないとおっしゃるんですね。

【金平座長】 もう連絡は要らないという……。

【奥】 要らないということはないんですけど、やっぱり一緒にしたい気持ちはあるんですけど、やっぱり世間にまだ、奄美大島も解き放たれているというんですけど、まだまだそういう言葉の端々に、世間から受ける言葉はやっぱり偏見、差別があります。現在もあります。わかってくれる方はわかってくださいますけど、この問題はやっぱり奥深いと思います。

【金平座長】 私の質問であれですが、れんげ草の会の中で集まれた方では、やはりその苦しさをお互いに出し合える方も少しは広がっていますか。

【奥】 少しは輪を広げていますよ。

【金平座長】 広げようとなさっていらっしゃるわけですね。

【奥】 はい、広げようともしていますし、また集まっていざしたら、みんなほんとうにだれにも話したことの無いという人ばかりで、このれんげ草の中でだったら心を解きほどこいて、ほんとうにきょう目の前で会った方が、もうほんとうに以前からみんな知っていたようにお互いの話をなさるんですよ。そして、「来てよかった」と言って帰られます。

【金平座長】 そうすると、光石委員のご質問にもありますけれども、何かお互いに話し合っただけよかったよというふうなことを外に出していくというふうなことはお考えになったことはありますか。

【奥】 結局人には話せなかったけれど、みんな同じ遺族だから話せたということですね。

【金平座長】 話せたということ、そこにまだ来られない方に話をかけるということは、まだ……。

【奥】 そこがみんないろいろで、みんな隠して生きているみたいで、やっぱり難しい点があるみたいです。

【神委員】 なかなかつらいお話をさせていただきまして、ありがとうございます。検証会議の神です。

また、全療協運動にも加わっておる者の一人として、いろいろお伺いをしたいことがあるんですけど、端的に言うと、私たち入所者は、ほんとうの意味の市民権がまだ与えられていない。あなたの言葉でいえば、らい予防法の封印から解放されていないというお言葉を使われましたが、まさしく実感として非常に私は痛いほどお気持ちはわかります。

私どもの友好団体の中で、難病にしても障害者にしてもほとんど家族の会というのが組織をされておりまして、当事者をバックアップする運動にまで参加をしておる友好団体はたくさんありますけれども、ことハンセン病にかかわる限り、関係者の家族の会というのがどうしても組織できない最大の理由は、あなたのお言葉にもありましたように、一般社会においては今なお偏見と差別がたくさんあって、そこまで勇気を出すことができない。もしハンセン病患者であった人の遺族だという立場を明らかにすれば、世の中からどういふ差別を受けるかもしれないというおそれから逃れることができないために、躊躇なさっ

ているわけですね。

で、あなた方が竜田寮の出身者としてお集まりになったその席においても、過去のつらい話を披瀝しながらお互いに慰め励まし合っているんだという報告も今承りましたけれども、たとえ長い年月がかかったとしても、一般社会から名実ともに偏見と差別を根本的に解消する日が必ず来るということを目指して、私どもは組織を挙げて運動しているし、そう多くの機会を与えられておりませんが、私は、立場上北海道から九州までいろいろ歩きながら、ハンセン病の啓発活動あるいは偏見と差別の解消のために努力をしている一人なんです。

そういう立場の者からあなたのお話を改めて伺って考えますことは、我々全療協もハンセン病に対する一般社会の偏見と差別を根本的に解消するということを目指して運動しておりますけれども、あなた方がお集まりになったそのお話の中で、あなた方の立場から今、国に対して、過去の誤ったハンセン病政策があったがゆえにハンセン病に対する偏見・差別が作出、助長されたというふうに、裁判の中でも判決の中でも明確に提起をされておりますけれども、そういう観点を踏まえて、今、国にこうしてほしい、こうなくちゃならんのではないかという思いがございましたら、私どもの今後の運動に活かしていきたいと思っておりますので、そのことのアドバイスをいただきたいということと、あなたも過去を押し隠して社会で苦しい生活をなさっておられる方の一人だというふうに伺ったんですが、あなたの立場から見て、これは前にも私質問を申し上げたことがあるんですけれども、あまり目立つ運動を全療協はしてくれるなど、あるいは家族からも、せっかくうちの身内にハンセン病患者がいたそのことが世間からようやく忘れかけているときにテレビや新聞に出てくれるなど、忘れてもらいたいんだということを繰り返し言われることがいまだに続いております。現実に1996年にらい予防法が廃止され、2001年にああいう裁判に勝利をいたしましたけれども、今なおふるさとの墓参りに帰れる人はほとんどないというのは厳しい現実なわけですね。家族とても、肉親の情愛とかきずなからぜひ帰って来いと言いたい気持ちはやまやまあるだろうと思っておりますけれども、そういう優しい言葉を今なお療養所にいる人たちにかけることができないという現実があると。

そういうことを総合的に考えて、一体我々はこれからどうすればいいのだという壁にいつも突き当たりながら、逡巡をしながら、このままで私どもは人生を終わるわけにはいかないという強い決意と信念がありますから、いかに家族の者たちの反対があっても、中には、入所者の一人であっても自分さえ死ねば家族は救われると考えている人が少なくありません。だけどこれは間違っています、たとえ入所中でそのまま亡くなったにしても、どこのだれそれが病気になって療養所に入った事実だけは固定観念としていつまでも残り続けます。だから、たとえ亡くなっても偏見・差別というのは後々まで生き続けている実例を幾例も私は見えています。そういうことから、いつも考えさせられるんですけれども、今あなたの立場から、国に対してどうしてほしいという願いとかお考えがあるかどうか。そして、私ども全国の入所者の組織に対して何か申し上げたいことがあれば、率直にお話

を聞かせていただければありがたいと思います。

【奥】 最初はこのハンセン病問題が大きく報道されたときに、もう眠った子を起こさないでくれと正直に思いました。それはもう事実です。それは田舎にいる叔母たちもみんな一緒でした。もう祖母も母も亡くなった後でしたから。

でも途中から、遺族の私たちはそう思っても、親の思いを考えたときにこれではいけないだろうとまた思いました。長年療養所の中で暮らした親の気持ちと私たちの気持ちは別として、親だったら、ああ、やっぱりこの問題に対して意見を言うていこうと考えたときに、この問題が大きくなったことは親の立場からしてみたらよかったと思いますし、家族、当事者としては、私たちとしては、もう眠った子を起こさんでくれたらいいのにね、テレビ、こっちをつけたらハンセン病問題、新聞見たらこの問題があるものですから、当時はそう思いましたけれど、また遺族で提訴して裁判に参加して多くの方とお会いしたときに、ああ出てきてよかった、私だけじゃなかったんだ、やっぱり多くの遺族がこういうことで苦しんでいたんだということを、一人一人と話していったときに、自分自身考えたときに、ああ私はよかったんだと自分で思いました。

国に対しては、私はちょっと難しいので、私の後にされるれんげ草の会の代表の方をお願いしたいと思います。

【筈委員】 筈です。

先ほどのお話の中に、除斥期間の話、いわゆる20年、それ以前に亡くなられた人たちの補償はなされていないと、そのために遺族会の中でもちぐはぐな感じがどうしてもすると。それは同じ苦しい思いをしているにもかかわらず、除斥期間という年限によってそこにも新たな差別が国の政策の中で生まれているというお話でした。

実は、私自身も、昭和20年に母を亡くし、23年に同じ病気の兄を亡くしているんです。私はそういう意味では患者であると同時に、母や兄に対しては遺族、家族は全部死んでしまいましたから、私が唯一遺族なんですよ。だから、その問題は、やはり原告というか私たち元患者の中からも除斥期間はおかしいということで、これは最初からおかしい話ですから、運動を起こしていかなければ、皆さんの遺族会の中でのちぐはぐがなくなるといえないんだという思いがしました。だから、このことについて改めて考えていきたいと。以前から私はこれはほんとうに不服を持っていた問題ですので、今あなたの証言を得て、改めてこの問題に取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

【金平座長】 続けては、いいですか、奥さんからは。

【奥】 会長がいますので、後でお願いします。

【金平座長】 わかりました。それじゃ、もうお一方が、何か奥さんからのお話の続きもあるのかもしれませんが、それでは次の方に移ってもよろしゅうございますか。

【奥】 はい。

【金平座長】 どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、もうお一方の赤塚興一さん、よろしくお願いします。

【赤塚】 皆さん、ご苦労さまでございます。検証会議という国の重要な会議の場におきまして、発言の機会を与えていただきましたことを、まず亡き父にかわって心よりお礼を申し上げます。

元ハンセン病患者の長男であります赤塚興一でございます。私の父は、平成2年11月18日に、ここ奄美和光園で83歳で亡くなりました。

父は、現在の県立農業試験場の前身であった大島農学校を大正14年に卒業しまして、若いころは県の農業技術指導員として働いた後、サイパン、さらにはポナペまで出かけ、技術者として会社勤務をしていたそうです。

当時は、奄美大島では進学する者などあまりありませんでしたから、父は自分の過去の経歴と農業技術者としての技術を誇りに思っていたと思います。

父がすぐれた農業技師として働いていたことは、後に村の人々から聞きました。特にミカンの接ぎ木の技術はすぐれておりまして、私も若いころ、父から接ぎ木の技法を習った覚えがあります。また奄美大島は、ご承知のように黒糖の産地でありまして、農家は冬にはキビを刈り、黒糖づくりに励みます。父は、よく良質の糖をつくるには石灰の混合が大事だよとっておりました。

父が奄美和光園に収容されたのは、昭和22年、私が小学校3年生、すぐ下の弟が小学校2年、一番下は入学前でした。学費のことや、生活のこと、母は何かと心配だったと思います。

父が収容されることが決まってからすぐのことですが、私は友人にこじき呼ばわりをされ、学校でけんかになったことがありました。島ではハンセン病者のことを「こじき」と呼んでおりました。そのけんかで私は相手を泣かしてしまいました。すると、向こうの父親が学校まで来て、私は廊下に引きずられて顔がはれるまで殴られました。帰宅して、母に何があったか問い詰められても、どう答えてよいかわかりませんでした。自分ばかりが責められているようで、ただただ泣き崩れるばかりでした。泣き泣き語る私の話を、父は終始黙って聞いておりました。ただ最後に「けんかには負けるな」とだけ言いました。近くにおるわけですが、相手の親をとがめに行くこともできずに、父は無念の思いだったと思います。そして、そのまま私たちは父が収容される日を迎えたのでした。

収容には、村の区長とおまわりが来て連れていったと、母が最近になって言いました。

幾月かしまして、暗い雰囲気だった我が家に父が帰って来ました。そのとき私には、父がどこから帰って来たのか全く見当もつかず、母との出会いの中で、鉄条網を乗り越えてきたと聞いたのを覚えています。父は収容された和光園から必死の思いで抜け出してきたのでしょう。そういうことはその後もたびたびありました。特に台風の多い夏場は、そのころの家のづくりがカヤぶきでしたので、心配でしょうがなかったのだと思います。父は屋根が気にかかるのですが、自分が家に戻っていることが世間にばれたら困るので、私を屋根に登らせました。暗い中、強い風に飛ばされそうになりながら登っていたのを覚えております。

そのうち、時間が経過するにつれ、私も父の病気が周囲からどのように思われているのか理解するようになりました。

そんな状況の中でも、弟たちが運動会で一番をとって来ると、父は「自分の血を引いているなあ」と褒めてくれました。自分で申し上げるのは恥ずかしいことですが、私も父の自慢の息子でありました。当時高校まで進学する人は少なく、父は、貧しい中高校に進学した息子の自慢話を園内でするものですから、子供を持つことのできなかつた他の療養者の方に不評だったという話を聞いたことがあります。

しかし、そんな父に対して私は次第に嫌悪感を抱きつつありました。家族の生活は、母の失業対策事業で入るわずかな収入と、私が休日に山で木を切り、まきにして売った金で何とか持ちこたえていました。私は何とかして地元の普通高校を卒業して、貧しい家を、そして差別の渦巻く田舎を離れたい一心で東京に出ていきました。もっと言えば、私は父のもとを離れたかったのです。それが昭和32年4月の初めのことでした。

そのころの私は、父に対する理解よりも、「何ゆえ自分たちばかりがこんな目に遭うんだ」という被害者意識のようなものでいっぱいだったと思います。それでも、切り捨てたかった父にまつわる思いは、私について回りました。

東京で体調が悪くなり、病院に入院したことがあります。そのとき、もしかしたら父と同じ病気ではないのかという不安が私の頭をかすめました。そのたびに私は、一層父への嫌悪の気持ちを強くしてまいりました。

父からは時々達筆で書いた手紙が来ました。しかし、私は一度も返事を書きませんでした。父を疎ましく思う私の気持ちが父に伝わらないはずがありません。息子たちの成長だけを楽しみに隔離に耐えてきた父でした。自慢に思ってきた長男のこの冷たい仕打ちを一体どんな気持ちで受けとめていたのだらうと思います。この時期が父にとっては一番つらい時期だったのではないのでしょうか。

私が家に帰ろうと思ったきっかけは、有名な映画『ベン・ハー』を見たことです。主人公がハンセン病にかかった母と妹に会うシーンに心を痛めました。昭和37年夏ごろのことです。

その秋に帰省し、38年4月から鹿児島県大島支所に勤務し、その後、労働組合の推薦を得て、47年9月から平成12年9月まで市議員を7期28年務めました。しかしその間、父のことをだれにも隠したままでした。父の存在を明らかにすることは、選挙を厳しくするとの周囲の声に私は抗することができませんでした。

私の家から和光園まではたった2キロの道のりです。しかし、父は私たち兄弟3人の結婚式には一度も参加しておらず、また私たちからも参加させようとはしませんでした。父は老いてからたびたび帰ってきましたが、昼間に堂々と帰ってきたことはなく、常に人目を気遣って日が暮れたころに私たちが車で迎えに行っていました。たった2キロの道のりですが、私たちにとってこれがどれだけ長い距離であったか、これは当事者にしかわからないものです。

あるときこんなことがありました。和光園を抜け出してきた父が、珍しく1週間以上滞在して帰ろうとしないのです。周囲の目を気遣い、たまりかねて私はつい「早く帰ってくれ」と言ってしまったのです。そのときの父の顔と声を私は生涯忘れることはできません。父は「そんなに君が理解がないのなら、おれは首を切って死ぬぞ」と叫んだのです。私は自分が犯した過ちの罪深さにおののきながら、どうしようもない現実打ちのめされました。

平成2年11月に父は43年間収容されたまま亡くなりました。83歳でした。弟の嫁は、父の葬儀の翌日から実家に帰り、いまだに戻っていません。育ち盛りの子供3人を残してでした。葬式は浦上教会で盛大に行いました。それが当時私にできたせめてもの父への償いでした。

この場で43年間の間にあったことをすべてお話することは到底できません。私は、私の存在と成長に生きる望みを託していた父を嫌悪し、隠し続けて生きてきました。そのみずからを恥じ、父にわびたいと心底思ったのは、熊本地裁の判決を知ったときでした。父を語ることを通じて、愛する我が子にまで嫌悪された父の無念を明らかにしたいと思ったのです。

父をハンセン病隔離政策によって奪われた子たちの苦悩とは、その愛する父を嫌悪し、隠し続けて生きるしかなかったということだということ、検証会議の皆さんに少しでも理解していただければと思います。

ありがとうございました。

【金平座長】 赤塚さん、どうもありがとうございました。

それでは、早速みんなからの質問を受けていただけますか。

【宇佐美委員】 どうもご苦労さんでございます。

ハンセン病の子供としての苦悩と、そして社会で一生懸命頑張っておられるあなたに対して敬意を表するとともに、ハンセン病の家族というもののつらさということについて、率直にお話を聞かせていただけてありがたいと思っています。

それで、今現在ハンセン病のれんげ草の会の責任者として、社会に、また国にぜひこれだけはやってもらいたい、またこういう問題についてご理解をしてもらいたいというところで、足らないところでもし訴えたいということがありましたらお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【金平座長】 お願いします。そう言えば、先ほど会長だからということで前の方がおっしゃっておいりましたけれども、何かそこら辺でおっしゃりたいことは……。

【赤塚】 まだ会長になったばかりで、これという考えはありませんが、啓発運動をよく国も、遺族の問題については、裁判の中でも触れてはおいりましたけれども、そんなに国のほうは、遺族がほんとうにつらい思いをしながら生活していたということは、あまり新聞紙上でもそう出ているようじゃなかったような気がいたしております。私は、ある意味では、遺族あるいは家族の方々が一番つらい思いをしながら、世間では生きていたんじゃ

ないかと。

ある意味で私も、私のことで申しわけなんですけど、私が東京から帰ってきて、一番最初に親がここで働いておるのを知って入っておりましたので、そのころよく職員採用があったんです、現業の職員とか含めましてね。私もその職員に何とかなれないものかと思って、お願いを上司の方々を通じまして知り合いの先輩の人たちがいっぱいおりましたからお願いしたんです。数日たちまして、おまえは親が入っているからだめだと、こう言われました。こういうハンセン病の子供たちというのがわかっておれば、まともに仕事につけないというのがその当時の実情でなかったかなと思います。そういうことが実際私自身の身に受けて、親が入っているからだめだということを言われたときはほんとうにショックでした。私自身は全く純粋な気持ちで帰って、親に尽くしたいなど、長い間疎んでいた自分の気持ちを生かしてみようと思ったんですけど、しょっぱなにそういうことを言われて非常に辛い思いをしたことがあります。

ですから、そういうような思いを持っている人たちというのがかなり遺族の中にはいらっしやるんじゃないかと。そういう辛い思いというのをやっぱり吐き出す場所として、今れんげ草の会というのがある意味では立ち上がっているんですけども、もっと勇気を持っているんな話し合いができる場所というのはほとんどないと思います。そういう機関があるといいんじゃないかとは思いますが。普通の個人的な民間的な形での機関じゃなくて、やっぱり国の機関でできるのであればなおいいことではないかなとも思います。

【金平座長】 ありがとうございます。お帰りになってお父様の施設で働こうかというのは、赤塚さんにとってはほんとうは非常にそのところは大きいことだったんですよ。

【赤塚】 そうなんです。

【金平座長】 今のお話を伺っておりますと、それまではお父様のそばにはあまり……。別の感情があたりになったんだけれども、お父様のそばで働くというお話を伺っているとほんとうに意義があったんだと思うんですけども、それを否定されたと。

【赤塚】 否定されましたですね。

【宇佐美委員】 ありがとうございます。

【内田委員】 ありがとうございます。検証会議の内田ですけども、きょうお話しいただいたハンセン病の患者さんであったということが、あるべきといいますか良好な親子関係の形成に非常にマイナスの影響を与えて、親のほうも子供さんのほうも非常に苦しんでいたというようなお話をいただいたんですけども、おっしゃることであるとすれば、親から子供へ、子供から今度は孫へという形で、お子さんにとどまらず、お孫さんにもまたそういう問題が波及していく可能性があるんだろうということが危惧されるんですね。お子さんのところでその問題がストップしなければ、またお子さんとお孫さんのいい親子関係を形成するところまで影響が及んでいく形で、次から次へと、変な言い方ですけども連鎖していくという気がするんですね。それを食い止めていく、なくしていくという

ことは非常に重要だと思えますけれども、具体的に考えて、ご自分とご自分のお子さん、そういうことに関連してどういうふうにお考えか少しお話しただきたいと思えます。

【赤塚】 私自身、身を明かして名前を明かして意見陳述をいたしました。遺族で私一人だと思えます。それを見まして、いかに遺族の皆さんがづらい思いをして身を明かし切れないかというのが、これが実態だと思うんです。

私は、自分の子供が4人おりますけれども、自分がいろんな形でそれぞれそういうものを見てまいりましたが、おそらく子供たちには今からはそれほどのことはないだろうと。あったにしても、親が受けたようなことはそう、今から偏見はあったにしても、差別というのはおそくないだろうと思えます。そういうのを乗り越えていけるぐらいの子供であってほしいと思って、私は身を明かして、それが勇気なのか何か知りませんが、多くの皆さん方から「おまえは勇気があるな」と言われました。私は普通の状態で、親の存在を明かしていくということが親に対する言うならば贖罪、償いになるんじゃないか、こういう気持ちがあって、遺族の立場で立ち上がったわけです。だれかしなければ、先ほどの方も述べたように、つぐんで貝になったような状態でみんなが黙っているというのでは、いつまでたってもこのハンセン病の偏見というのとはなくならんのではないかというふうに思っております。

【内田委員】 すごく、きょうは大事なお話をしていただいたんですけど、もう一つお聞かせいただきたいのは、親の立場で非常にづらい事柄を子供には負担させたくないというふうな親のお気持ちがあって、それを子供には話せない、話さないことが起こり得ると、そういうときに、親は非常にそのことで悩みを、自分でお受けになったゆえに、親の立場で非常に苦しめられると。子供さんはその事実を知らないわけですから、何かわからないけど親は非常に苦しんでいるということで子供さんが傷つくという、そういう話したことによってそのことが親子の関係に与える影響も非常にあるんですけども、話さない、話せないことによって親子の関係が非常に苦しい関係というか苦しきがあるというぐあいに両方があると思うんですね。両方とも非常に大きな問題で、深刻な問題で、それをどうするかということを考えなければいけないと思うんですけども、赤塚さんの場合は大多数話しになったということで、話すことを通して親子でその問題を解決しようというふうに取り組んでおられますけれども、そうできない方もいらっしゃるんですね。そういう方について、赤塚さんはどういうふうにお考えか、ちょっと.....。

【赤塚】 補償関係、提訴の問題について、こちらのほうに直接タッチしている弁護士の先生方がいらっしゃるものですから、かなり相談を受けました。その中では、全く自分は提訴はしたいけれども、提訴をすれば身がばれてしまうのでどうしようかという話もありました。そういう人たちに、じゃ、自分の親の存在、親を否定するんですかと、親があって自分があるんじゃないですか。どんな親でも親じゃないですか。その親を否定するんですかと。否定をしまえば提訴はできないでしょうと。親の存在があって自分があるんだということ、ちゃんと親のことを大事にと訴えまして、その人がようやく提訴に

踏み切った方がおります。それまでは全くもう隠し続けていたという方がおります。

そういう人たちがかなり今もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。そういう人たちに少しでも勇気を与えて、自信を持って自分の存在、自分が今生きているのは、それは親がどういう病気だろうと親がおったから自分がおるんだと、そういうことを強く私は訴えています。そういうことが言えるように、やっぱりならなきゃいかんと、我々遺族はそう思っております。

それをひた隠しにする、隠さざるを得ないという状況が、長い間の偏見、それがやっぱりまだ渦巻いているんじゃないかと思います。仕事の問題、いろんな問題について、やっぱり島といえども、この奄美和光園は解放されていた部分があります。牧ひろしさんのお話にありましたように、カトリックの神父が園に入りまして、かなり人権的には解放されていたと思います。しかし、この地域の皆さんというのは、正直言って、いろんな資料をお読みになったと思いますが、和光園ができるときはかなりの抵抗を持って、私自身も小さいときはよく言われました。川から流れてくる水に、川に足を入れるな、そうすると病気になるとか言われたりして、そういうかなり渦巻いている地域であったんです。そして、ひどいことは、和光園の地域を指差して、そこを指差すなど、そうすると指がくさると。こんな言い方もかなり蔓延していたわけです。そういう中で、私なんかの遺族というのは、そういう関係のものというのは小さな思いをしなければならんというのがありまして、ですからこういう問題はやっぱりなくしていく正常な形ではなかったんだなということ、今でも変に思っている人がいると思います。そういうことはないんだということをやっぱり知らしめていくためにはどうするべきかという啓発運動を、これは多くの人たちがやらなきゃならんと思うんですが、触れたがる人は少ないんじゃないかと思います。先ほどもお話がありましたが、やはり触れていく機会を私どもはつくっていきたいなと思っています。しかし限られるような気がいたしております。そういう意味で、検証会議の先生方がぜひ啓発の一翼をひとつ買っていただきたいと思います。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

やはり今のお話を伺っていると、あなた自身が少し逡巡していらっしゃる方に、親があつての今でしょうということでも少し迫られた場面もあったようですね、表に出ることを。聞きづらいことかもしれませんが、赤塚さんはやっぱりだれかから背中を押されたという感じなんですか。

【赤塚】 私は背中を押されたというより、3年前の5月11日の判決がありまして、その判決の後に補償の問題が出てまいりまして、全く遺族の問題が厚生大臣からは触れられておりませんでした。私ども情報が少ないもんですから、新聞紙上を見ますと、何で、一体患者さんにはいろんな意味で補償するのに、我々遺族には全くない、何で我々遺族も被害者じゃないかと常に思っておりましたので、何か機会がないものかと思っておりましたら、裁判に訴えてくれないかということがありまして、裁判にじかに訴えをいたしました。

そういう意味では、私自身は、その時点では非常に確かに葛藤はしましたけれども、やはり先ほども話がありましたように、人を傷つけたわけでもないし、刑務所に入るようなことをしたわけでもないし、それが終身刑みたいな形で一生入っておらなきゃならんと。うちの親父の場合はかなり外に出て、家に帰ってきて働こうという意欲がかなりありました。畑があって何かしてましたので。しかし、それもままならんよという形で、私どもが押し込めていったという感じがありますので、そういう意味では親父の思いというのを娑婆で、判決、今の状態が早ければ、娑婆でかなり本人は生き生きと生きていたんじゃないかと思っているんですけれども、その無念さというのをやはり子供である私が訴えるしかないんじゃないかと、こういうふうに思いました。

【金平座長】 しつこく伺って済みません。今も啓蒙という言葉が出ましたし、我々も再発防止ということからすれば、その啓蒙という言葉の持つ意味が非常に難しいと思いましたが、ちょっとご体験で聞いてしまいました。ありがとうございました。

【筈委員】 筈です。

大変私たちの心に迫るお話を聞かしていただきましたが、お父さん、自分からどうしても遠ざからざるを得なかった、そして嫌悪せざるを得なかったというお父さんに対して、今度こそ父に自分の思いをということで、お葬式をあげたと、平成2年とお書きになっていますが。そのように自分を奮い立たせてお父さんのお葬式をされたにもかかわらず、その翌日から弟さんのお嫁さんが実家へ帰ってしまわれた。非常に重い事実として、せっかくそこまで赤塚さんが思いを通わせているにもかかわらず、また新たなそういう悲しい事実が起こってしまうと。ほんとうに何と申し上げていいかわからない思いがしますが、いまだにそのことはもとに戻る形にはならないのでしょうか。弟さんのお嫁さんがもとへ返っていただければという切なる思いが私どもありますが、いかがでしょうか。

【赤塚】 弟の家族のことなんですが、たしか割かし自分の弟のほうも年をいってから嫁さんをもらったんです。それで、もらうとき、自分の親父がここに入っているということを書いてなかったんじゃないかと思えます。三男のほうはちゃんと言っていたので頑張っていますが、そこいらが食い違ったかどうか知りませんが、悔やみの夜までは一緒に手伝いもして、葬儀を済ませて、その翌日から実家に帰ってそのまま帰ってこないという形だったので、そういうことから一つの原因なのかどうかは知りませんが、それをきっかけとして帰ったというのは事実なんです。

で、帰ってくるというのは、おそらくもう十二、三年過ぎておりますから、小さな子供たちを置いたままでしたから、そのときはそういう高校生、中学生、小学生を見ながら今日まで生きてますので、もう今さら相手のほうも帰ろうにも帰れないんじゃないかと、こういうような状況だったので、もしよければ前もって帰ってきてたんじゃないかと思えますので、いまだかつて別居の形にしております。

【金平座長】 いかがですか。よろしいですか。

それでは、一応これで終わります。赤塚さん、どうもありがとうございました。(拍手)

ありがとうございました。これまでもいろいろな方からの聞き取りをさせていただきましたけれども、きょうもまた新しいいろいろな問題を聞かせていただきました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、きょうは4人の方の予定した方はこれでおしまいにして、あと時間のある限り検証会議に移るんでございますが、5分だけ休憩にいたしまして、この後検証会議に移りたいと思います。

(休 憩)

【金平座長】 それでは、続きまして、会議を再開します。

この部屋の中におりますとあまりわからなかったんですが、よく耳を澄ますとどうも大変雨の音が激しいようでございまして、検証会議にふさわしいというもおかしいですけども、ほんとうに大変なお天気でございますけれども、最後までおつき合いどうぞよろしく申し上げます。

ところで、これからの予定を申し上げたいと思いますが、一応5時半ぐらいまでこの会議を終了してと思っておりましたが、もう一人、非公開になりますが聞き取りが、お話をなさってくださる方ができましたので、恐縮でございますが、今4時でございますので、4時から一応5時で終わらせていただいて、そしてあとお一人それから後に入れさせていただきますたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速、やはり私どもきょうここ奄美和光園で納骨堂も前に検証させていただきましたし、また今4人の方、特に今回は入所者の方並びにご家族の方からの聞き取りと、大変伺うことができましたので、これについての意見交換を少しやりたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますが、きょうのここまでの検証について、ご意見なりご感想なりをお願いしたいと思います。

【神委員】 検証会議、公開の形で証言を聞かせていただくことができましたけれども、このたびの証言を聞き取らせていただいて、何か改めて検証会議に問題提起をされたというか、検証会議のあり方が問われているような、そういう印象を受けましたので、そのことを端的に申し上げたいと思うんですが、検証会議の負うべき役割とか使命という点については、改めて申し上げるまでもなく、日本の誤ったハンセン病政策によってどういう過ちが具体的にどこでどういうふうに行われたか、そして、そのことによってどれほど多くの人たちが厳しい体験を強いられたか、そういうことを一つ一つ今検証しておるわけです。そして、そういうことを踏まえて、大所高所から考えて、国に対しても、あるいはみずからに対しても、市民一人一人に対しても、今後のあり方に対して何らかの問題提起をしようとして、こういう過ちを二度と繰り返さないためにという言い方をされておりますけれども、そういう問題のために、ただ単に報告書という形で提案をするだけで果たして私ども検証委員としての役割はそれでおしまいなのかということ、今改めて考えさせられております。

どちらかという、ここまでの検証会議の内容というのは、歴史的にどういうことが行

われてきたかということをつぶさにいろんな分野で、いろんな角度で議論をし、検証してこられたんですが、それだけでは何かこの検証会議の果たすべき役割は終わらない、何かもう一つ検証会議に対して問われているのではないかということを感じております。

その一つは、きょう奄美和光園の自治会の会長と副会長から証言をなさいまして、別な言い方をいたしますと、奄美和光園の入所者の皆さん方の気持ちの中に、過去を検証するということが大変重要かもしれないが、今我々が置かれている立場に立って考えるときに、毎日のように夜も枕を高くして眠れないほど命の意義に対する不安を感じています。あまりにも、園長が頑張っておるということはよく理解をしておりますが、奄美和光園の入所者の命と健康を守るための役割が、果たして国立の医療機関として奄美和光園は、奄美和光園だけではないわけですが、果たしてそういうことが責任を持って果たされているだろうか。過ちを繰り返してはならないということを私どもは強調しておりますけれども、現実はどうなのか。今でも過ちのためにどれほどの人たちが不安に思い、危機意識を持ち、そして将来を憂えて、これはただ単に過ちを繰り返すなということだけでは終わらない、そういう問題が1つ提起をされているように思いました。

したがって、過去を検証することとあわせて、今どういう状況に国の誤った政策によってどれほど多くの人たちが、あるいは家族までもが、どういう思いの中で、どういう状況の中に置かれ、生き続けて苦しんでいるかということをしっかり検証し、把握する。そしてそういう現実を厳しく正面から受けとめた上で、検証会議として今後のあり方についても、ただ単に二度とこういう過ちを繰り返さないというためにということから一步踏み出して、今はどうなのか、そして、今後はどうすべきかというところまで検証会議の中で議論をし、その報告書の中で盛り込むことができれば、私はもう少し検証会議の意義が深まるのではないかというふうに思いますし、入所者一人一人の立場になって考えてみても、今どう考えているのか、そしてこれから療養所の将来、最も今大きな課題であるわけですが、そのことに対しても何らかの見解が表明されるということになれば、私ども入所者一人一人のこの検証会議に寄せる期待とか注目とか、そういうものが一層深まっていくのではないかと。難しい問題提起になるなというふうに思いながら、あえてそのことを一つ申し上げておきたいと思えます。

【金平座長】 ありがとうございます。

【内田委員】 2点ほど非常に強く印象を持ちました。

1点は、この隔離政策の非常に大きな被害の一つとして、断種や墮胎があっただけで、お子さんを持ってなかったことが非常に大きな被害だというふうに、今までご証言いただいたわけですが、奄美の場合にはお子さんがいらしたと。しかしながら、そのお子さんがいらっしやるのが、逆に差別・偏見に対して立ち上がることの抑止になっている。そのことがまたもう一つの被害と、そういう印象を強く持ちました。

そういうお子さんがいらっしやるのが差別・偏見に対して立ち上がれないじゃなくて、立ち上がるというふうな方向に動くためには何が必要なのかということさらにはやっぱり

宿題として持ち帰って考えさせていただきたいというふうに思ったが1つです。

もう一つは親子関係の問題で、先ほど赤塚さんよりご証言いただいたんですけども、患者さんのお受けになった非常な苦悩が親子関係に非常に大きな影響を与えたと。その親子関係を調整していくということが当然問題でありますけれども、非常に頑張っただけのことで、お父さん、お母さんがというか、お子さんが努力されて調整していくという、それは非常に飛躍するんですけども、頑張り切れないという人がどうしても出てくるだろうと。そういった方々といいますかそういうお父さんあるいは子供さんに対して、メンタルの面も含めてどういうふうに第三者の専門家がサポートしていくのか。そのサポートできる体制をどういうふうに整備をしていくのか。これは検証会議の先ほどの神さんのお話とかかわりますけれども、もう少し視野を広げて、射程を広げてその問題についても少し検証を考えていく必要があるんじゃないかと強く思います。頑張っている方だけの問題じゃなくて、なかなかそれは難しいという現実を抱えている方に対してもそれができるような、そういう全体的な条件をどういうふうにつくっていくのかというふうなこともやはりよく考える必要があると改めて痛感させられました。

以上でございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

神委員また内田委員おっしゃったように、新たな問題を突きつけられたような感じがしますけれども。

【光石委員】 きょうたくさん勉強したんですけども、奄美和光園に特殊なことなのか、それともほかの療養所にも通じることなのかということに関して、最初に園長先生がここは比較的偏見が少なかったと。それは地域の住民に受け入れられていたということをおっしゃって、そのことと最初に納骨堂で非常に数が少なくて、しかも大部分はもう家族が引き取ったということのご説明があって、それで僕はそれをつなげて考えていたんですけども、しかし先ほどずっと証言を聞いていると、偏見がそんなに、例えば「こじき」呼ばわりされたというようなことが出てまいりました。ほかの療養所で「こじき」と呼ばれたということはあまり聞かなかったんですが、唯一考えられるのは、家族、親戚の関係が非常に強い社会で、もう全部引き取っちゃうというのは、先ほど納骨堂でどなたかに説明していただいたんですけども、引き取ったということは逆に差別・偏見の強さのあらわれかもしれない。要するに、強烈なそういうことがあるからこそ、ああいうところに置いとかないで全部引き取っちゃうということがあったのかなあというふうに思うと、ですから、医療者の側から見ると差別・偏見は比較的には多くないんだということなのかもしねませんけれども、しかし、その社会の中ではむしろ、今「本土」という言い方はしないんですけども、内地よりもなお強烈な差別・偏見というのがやはりあったし今もあるというふうに考えるべきなのか、その辺はちょっと疑問として残りました。

【金平座長】 ほんとうにあそこは、今までの納骨堂の数では考えられないぐらいでしたね。どういうふうに考えるか、光石委員の今の考え方が一つありますね。

【光石委員】 逆に強烈に……。

【金平座長】 そこに残さないということでしょう？

【光石委員】 ええ。

【金平座長】 それに関してでも、またそれ以外のことで……。

【宇佐美委員】 今光石委員が言われましたように、私、この前の沖縄の愛楽園の納骨堂も1,200人が亡くなって200体しか残っていないという中には、やはり今光石委員が言われたように、強烈なハンセン病に対する差別感から、残さずに引き取ろうという思いを家族はされておる面もあるかと思えますけれども、きょうここを見まして、分骨以外の人でほんとうにここだけの遺骨が残っている死体は4体か5体しか残っていないと聞いて、非常に私は印象に深かったんです。

それは、長島愛生園でいいますと3,380体以上残っておりまして、ほとんど全部家族が遺骨を最近になって持っていったという人は、私きょう今ずっと考えても6体から8体ぐらいしかないんですね。あとは分骨して持っていったという人は若干おりますけれども、それも1割にもならないと。こういう状態から考えて、偏見を除去するために持って帰ったかどうかはわかりませんが、やはり沖縄の園長の話じゃないけれども、もう100体まで私の在任中には残さずにふるさとの墓に、郷土の墳墓の地に帰すというのが一番ノーマルな形だというふうに考えておるということを考えられまして、差別があるから何だかという問題とともに、やはり地域社会の肉親のつながりが、奄美とか沖縄においては、我々の長島のような形で差別・偏見によって遺骨も引き取っていけない、また引き取っても昔舟があったときには海の中に捨てていくというような事例がたくさんございまして、ほんとうに情けない思いを私たちはしておりますけれども、これがここにおいてされたというのは、言われたように、偏見だけではなくて、やはり肉親は肉親の墳墓の地に帰してやろうという思いもするんじゃないかという一面を感じたわけでございます。

それから、今の子供が100人以上生まれたということについてはいろいろ、医者とか設備がなかったからやむを得ず墮胎だとか断種をしなかったという面もあるということを知りまして、私のほうの認識がちょっと甘かったかなあというような思いがしておりますけれども、やはり子供ができ、そして出産し、それを育てる。これで親子の関係ができたということは、断種して一切の肉親を断たれた人間よりも多くの喜びが、不安とともに努力もありますけれども、この沖縄県と鹿児島県の奄美を含めて、こういう西南諸島の3療養所においては非常に顕著にあるということについて、非常に私は喜びにたえないわけなんで、そういう面についてきょうの検証会議においても実感をさせてもらいました。

もう一つは、GHQが1948年になってここに鉄条網を引いたということを年表で聞かされまして、非常に感慨深いとともに、アメリカにおいても57年まで完全に隔離政策、開放政策を戦ったという問題がありまして、サラハウザーによって非常によくなった本土の状態を、この極東司令部の衛生官の将校たちは全然古い形の隔離政策を奄美大島において1948年に鉄条網を引いて監禁したという状態を考えると、やはり歴史的なアイロ

ニーというものを感ぜざるを得ないとともに、我々こういう問題に携わった者は、歴史上において差別・偏見は一朝一夕になくならないとともに、経過してあらゆる問題に対して対処して考えていただく報告書なり、また指針を皆さんに出していただけるとありがたいと思っていますので、この3点について私の意見を述べました。今後とも検証会議でよろしくをお願いします。

【金平座長】 ありがとうございます。

これまでの伺ったところでは、子供さんが生まれたということにおいてはまた新たなことが、問題が起こったかもしれませんが、今宇佐美委員がおっしゃったようなこと、私も知る事ができました。ほかにございませんでしょうか。

【福岡委員】 検討会の委員の福岡です。

この検証会議に出させていただくのもこれで3回目になりますので、そろそろ発言も始めていいかなというふうに思っております。

2点、ちょっと個人的ですが意見を述べさせていただきますけれども、1点目はすごく当たり前のことですが、やっぱり当事者の方からお話を聞かせていただくことがすごく大事なと、当事者の視点に立っているいろんな物事を見ていくのが大事なということもきょうも改めて納得したというか感じさせていただきました。特に奄美和光園では子供を産むことができたという出産の問題ですが、最初の牧さんのお話の中で、ここの園ができたときにはそもそも医者も少なかったし、それから治療室自体が入所者の宿舎になって、そもそも場がなかったんだと、一々断種手術なんかをしている状況じゃなかったんだと、そういう一つの物理的な条件の中から、その蓄積の中で、その後夫婦舎をつくったときには条件として断種させられたことがあるけれども、あとカトリックの神父さんの働きでという、すごく明快なんですね。

僕は社会学をやっていますが、原則として当事者の方の体験、それから意味づけ、解釈といいますかお話を聞いて、僕は「うんなるほどな」と思えたときは、それをそのまま受け入れればいいのかというふうな社会学をずっとやっています。納得できないときにはいろいろこちらでほかの資料を持ってくればいいのかというふうな点では、さっきから話になっています納骨堂にお骨がここはごくわずかしかなかった、家族に引き取られているんだということですが、光石委員にはちょっと失礼なんです、僕は自分でこうじゃないかという解釈をする前に、この場に実はこうなんだよということを説明できる方がいらっしゃれば、検証会議であっても委員だけで意見を言わなくて、フロアから出していただいてもいいと思うんですけれども、そういう奄美ではこういう事情があつてということをもろに聞かせていただきたい。

それは去年の11月に星塚敬愛園で検証会議が開かれましたときに、たしか昭和47年ですか、看護婦さんの衣装がそれまでの予防着から普通の看護婦さんのスカートに変わったという。きっと何か政府から通達があつたんじゃないかとかいろいろ憶測でここで議論されていましたが、あつたとき僕はあと一泊して、その時点の自治会長をされていた

方から話を聞かせていただきまして、やっぱり入所者の方たちが自治会長さんを中心にして、そういうふうに予防着を看護婦さんたちが着ていることが偏見を助長するんだから、それはやめてくれという内部で闘争をやっているわけですね、話を聞きますと。で、看護婦さんたちのほうはすごく抵抗があったけれども、やっとそれが内部の闘いで勝ち取ったんだという。やっぱり僕は当事者の方の説明を聞きたい。やっぱりこの納骨堂にお骨がそんなに残っていないというのはほかとは違うわけですので、まずこちらの方で説明ができる方がいらっしゃれば聞かせていただきたいと思います。

それからもう一つは、神委員からハンセン病の問題には家族の支援の会ができていないのがすごく大きな特徴なんだというふうに言われてきておるんですが、きょう遺族の会としてれんげ草の会の方お二人から話を聞かせていただいて、なかなか集まるのが難しいんだけれどもとおっしゃりながら、集まったときにはもう初めて会った人同士でも何でも言えるんだと、いわば共通体験を持っていますので、かつその体験というのはこれまでだれにも語ったことのないことを、初めて出会う方だけれども共通体験を持った人との間で語り合える。これはやっぱりある意味で摂食障害の人たちとかアルコール依存の人たちがつくっているセルフヘルプグループなんかとちょっと似たようなところがあると思うんですね。なかなか広がらないというふうに難しさを奥さんもおっしゃっておいりましたけれども、多分そういう自分たちで集まって、体験を語り合って、話すことで自分自身が元気づいていく、その中から何人かの方で、やっぱりきょうの奥さんもそうだと思いますけれども、体験を対外的にもそれを語れるようになっていく、そういうことが何かすごくこのハンセン病問題での今後の啓発をやっていく上で、すごくこれからの大きな力になるんじゃないかなという、れんげ草の会の方ときょう初めてお会いできて僕としては嬉しかったなというふうに思っています。

初めてしゃべったのに長くなりました。納骨堂の件については、どなたかほんとうにこうだよということをおっしゃれる方がいたら、またぜひご意見を聞かせていただきたいんですけれども。

【金平座長】　ほんとうに一つの問題をいろいろと話を深めていくと一番いいんですけども、きょうはあまり時間がないのですが、園の方がいらっしゃいますのでありましたらちょっと一言……。さっきの牧さんはもういらっしゃらないかな。

【福岡委員】　夜の食べる場でいいです。

【金平座長】　まだこれからもございますので、一応今のところ福岡委員のご質問とかご意見というふうな形で置いておきたいと思います。また後で園の方、何がございましたら、私どもまだあしたまでおりますので、どの委員でもつかまえて少しおっしゃってください。私ども、これから、きょうはまだいろいろな感想を述べておりますが、最後にまとめ上げるときまでには十分みんなで話し合いをしたいと思っております。お聞かせいただきたいと思っております。では福岡委員、いいですか。ほかの委員、ございませんでしょうか。

【訃委員】 先ほど神さんのほうから検証会議のあり方も含めて、現在この奄美和光園の置かれている現状、そして将来に対する不安、それについても検証会議の責任において行う必要があるんじゃないかという話がありましたが、実際そのとおりで、厚生労働省は、先ほども私が質問の中で申し述べたように、判決以後、坂口厚生労働大臣と私たち原告団との間で基本合意ということで、私たちがこれまで多くの犠牲を払ってきた現実を踏まえ、私たちが名誉回復する、また社会生活をしていく上で、恒久的な補償を行ってほしいという要求、まず4項目、それから2項目がつけ加えられた格好で交渉をこれまで行ってきましたし、また、その同じ年の2001年12月25日に、確認事項というか私たちが掲げた要求に対して確認事項、確認書の取り交わしが行われました。

その中で、この在園保障については、本人の意思に反して転園させたり退所させたりしない、すなわち統廃合はしないということがまず1点。そして、本人の希望によってこの施設に残りたいという者については、最後の1人まで終生それを保障する。同時に、その保障の内容としては医療や生活についての社会的水準から落ちないようにその維持を極力努力して行うというふうについて、そういう約束、そういう確認事項を交わしながら、現実はどうかと。奄美和光園の現実というのは、先ほど証言がありましたように、現在69人の在園者と、そして高齢化が進んでいるしどんどん死亡率も高くなって、入所者の減少は著しい状況。それに伴う形で職員もどんどん減らしてくる。言うならば診療所医療というふうには言わざるを得ないような状況が現実にある。園長先生やほかの先生、非常勤の先生と2人きりと。あとは委託医療というものに頼まなければならないが、もう平均年齢が78歳で、ほかの委託医療にかかること自体が難しくなっている。私たちが厚生労働省と約束したのは、そういう状況になっても最後の一人まできちんと終生保障する、そこで暮らすことの上で社会的水準から落ちないように維持すると、医療、生活を維持すると約束していながら、それについて奄美和光園がこのような現状になっているにもかかわらず、何ら手を打ってこない。国として法的責任を果たすためにはこういうことをする、将来構想というの、国自体もこのテーマについて考えているわけだから、自分たちの責任において、しかも法的責任、裁判によって認められた法的責任においてこうするというものが在園者に示されてしかるべきなんです。それが全く示されていない。これは、それじゃ、国の約束というのは一体何かと。全く絵にかいた餅みたいな形で、終生保障するといったって和光園の人たちは最後の一人になるのは嫌だと、こんな状況で最後の一人のみじめな思いをするのは嫌だということを発言されているということも聞いています。

私たち栗生楽泉園の場合は、そうした奄美大島の現実をとらえて、栗生楽泉園も現在入所者が230名を切っているという状況になってきています。日に日に死亡率は高く、入所者数が減ってくる。現在、全療協が居住者の三交代制やなんかで増員を強く求めているということがあって、目に見えた削減はしてこないけど、しかし欠員が生じればそれを埋めようとしなくて、そういう施設の姿勢からも国が何を指示しているかが推察できる思いがあります。言うならば、私は厚生省の時代から国立療養所・病院に対する統廃合を行う、

あるいは移譲政策、自治体に対する移譲やなんかを行う。そのことでそういうふうが決まった施設に対しては予算を削減して、そして手術室が雨漏りになっても何でもその予算を出さない、すなわち立ち枯れ政策を厚生省はしているというふうな批判を、そうした国立病院・療養所の人たちは訴えておりましたが、私は、今の厚生労働省の私たちに対する態度というのは、この奄美和光園の例からいうと、入所者の立ち枯れを待っていると。入所者の立ち枯れ。つまりきちんとした要求もできなくなる。だんだん遠慮がちに言うようになる。そのときに若干の補償を行う。それで済まそうとしている。そういうふうには思わざるを得ないんです。

ですから、検証会議の役割としては、再発防止という大きなテーマがあります。再発防止に対する考え方、その中にこうした国の私たちに示した約束事をきちんと守らせる、きちんと遂行させる、そういうことも含めて要求していいんじゃないか。現実問題として、奄美和光園のこうした状況を我々は検証会議でしっかりと認識したわけですから、この問題を再発防止の中でこのような状態で放置することは許されないということを国に要求していいんじゃないかという思いを今新たにしています。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。ほんとうにきょうはいろいろなことを聞かせていただきまして、舩委員がおっしゃいましたように、我々の役割というふうなものを再認識もし、またそれに向けて努力していかなくちゃいけないと改めて思いました。

冒頭に申しましたように、5時半までと思っていたんですけども、もう一つ聞き取りをお願いする方が増えてしまって、5時にこの会を一応終わらせていただきますので、実は、ほかのまだご発言のない委員もあるんですが、一応ここできょうの会議の意見の陳述、委員の陳述はおしまいにして、ちょっとここでどうしても決めなくてはならないことがございますので、それに移らせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうさせていただきます。

それでは、まずこの会は検証会議でございますが、検討会の委員をもっているいろいろな調査検証を行っております。この検討会委員を増員するという大きな問題がございますので、これにつきまして提案いたします。

ご説明は、検討会委員長の井上委員からお願いいたします。

【井上委員】 井上です。

きょうは遅れて来まして申しわけありませんでしたが、話を伺ってしまして、いろいろ検討会としても取り組まなければならない課題がまた新たに加わったというふうに考えています。

検討会委員の増員をまずお諮りしたいわけではありますが、資料6に、宮本阿伎氏の略歴と業績が入っています。検討会の検討課題の中に「文壇の役割と責任の解明」という1項目がありまして、その課題に取り組んでいただく方を、昨年来既に取り組んでいただいていた能登委員が辞任という事態になりましたので、その後、代わりの方を探していたわけ

であります。ようやくこの宮本阿伎氏にお引き受けいただけるということになりました。

それで、他方で、日本ペンクラブの関係から吉岡忍氏にもお願いをしていたのですが、吉岡忍氏については諸事情がありまして断念させていただくということで、宮本阿伎氏お一人、委員に加わっていただくと。その上で冨委員あるいは藤森委員等文壇の問題についても詳しい方もいらっしゃるので、協力してこの課題に取り組んでいただくということです。

資料をごらんいただければよいと思いますが、宮本さんは早稲田大学の文学研究科修士課程を卒業されて、日本近代文学が専攻です。そして、業績としてここに掲げられていまずように、ハンセン関係のものについてもお詳しいということで、ご推薦し承認いただきたいということです。

【金平座長】 それでは、この件についてはご承認いただけますでしょうか。

では、そのように決定いたします。

続きまして、調査班の調査補助者についてご提案申し上げます。これも井上委員長からお願いいたします。

【井上委員】 調査につきまして、被害実態調査ということで調査班を設置して取り組んできているわけです。ご存じのように、在園者の方の聞き取り調査が終わりまして、今その集計分析にかかっているところです。その作業にたくさんの方のご協力を得なければならぬということで、ここにありますように、まず上にあります方たちには調査票の整理を手伝っていただくということで調査補助者に委嘱したいと。それから、下の2名の方は聞き取りのテープ起こしをしていただくということで、やはり調査補助者になっていただくということです。この方たちには財団から委嘱をし、なおかつプライバシー等に配慮してするというので誓約書を提出していただいて、その点十分配慮しながら作業を進めているところです。これもご承認いただきたいということです。

【金平座長】 ありがとうございます。

今、井上委員長からご説明申し上げたとおりでございますが、調査にかかわるいろいろな方たちにご協力を得たいと。それについては私どもが非常に細かく規程をつくっております、その規程に従って書類を出していただいておりますので、これもご承認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、これはご決定いただいたものといたします。

それでは、あと一つだけその他というところがございまして、これにつきまして、検証会議の起草委員長の内田先生からちょっとご説明をいただきます。

【内田委員】 本年は最終年ということから、来年3月までに最終報告書を提出することになっておりまして、現在その作業中ということでございます。検証会議、起草委員会の作業状況につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

残り時間が15分ぐらいしかございませんので、ご議論いただく時間がございませんので、ご報告ぐらいにとどめさせていただきたいと思っております。

前回の準備会でもご報告しご議論いただいたところでございますけれども、まず、作業スケジュールの基本的な考え方をご紹介させていただきますと、本年9月から検証会議起草委員会で提出いただきましたすべての原稿についていろいろ検討をさせていただきたいということを目安にいたしまして、そこから逆算しまして、検討会委員の方々、それから各グループの方々に最終原稿を出していただきたいというようなことでお願いするというので、今依頼をして作業をしていただいているというところでございます。ただし被害実態調査報告、最終報告、再発防止骨子案等につきましては、別途時期設定を考えるとという方向で作業をさせていただいているところでございます。

既にご承認いただきましたけれども、検証会議起草委員会に最終報告書の起草を一本化するということもございまして、検証会議起草委員会は6班体制で作業をしております。

1つは、全患協運動史の聞き取り班ということを新たに作りまして、その作業をするということでございますけれども、聞き取り対象者、どういう方々から全患協運動についてお話を聞き取らしていただくかということで、関係者の方々からご推薦をいただきましたので、この方々につきましてさらに協議をしまして聞き取りを実際に作業していきたいということございまして、7月末までに一応の聞き取りを終わるということで、そのまとめたものを9月に検証会議起草委員会に提出するという方向で今動いているところでございます。

2つ目のチームは、いわゆる法廃止班と言われまして、1953年法の廃止が1996年までどうして長きにわたっておくれたのかということを検討するというので、現在検討を進めていただきまして、このチームにつきましても9月に原稿をいただくということになっております。

もう一つは、胎児班でございまして、6月1日に松丘を訪問されるというふう聞いておりまして、近々その訪問を踏まえまして報告書をまとめていただくという話になっていると聞いております。

それから、マスメディア班につきましては、昨年同様さらに調査を継続しているところございまして、本年度につきましては、1996年までを調査の対象にするということで作業を進めていただいております。7月末までを目途としまして、いろんな新聞に掲載されましたハンセン関係についての記事をリストアップし、それを踏まえて分析をします。9月に原稿を提出するという形で作業をするということになっております。

最後に、法律家チームでございますけれども、これもやはり9月末に粗原稿を提出していただくということで、今確認をさせていただいております。

私ども最終報告書の一番中心的なものは再発防止だということでございまして、再発防止策につきましては、検証会議起草委員全体がこの問題について検討した上でまとめたものということでございますが、前回の長島検証会議での再発防止策についての確認事項は以下の点でございます。

1つは、誤った隔離政策及び誤った公衆衛生政策の再発防止を検討することが1つ。そ

れから2つ目は、どの問題点を防止するためにはどの防止策が必要かを個別具体的に論証した上で、全体として整合性のとれた再発防止策をまとめるというのが確認事項の2つ目でございます。3番目は、厚生労働省の範囲内の再発防止に必ずしも限定しないで、もう少し柔軟に再発防止策を考えさせていただくというのが3番目でございます。それから4番目は、国や自治体等にとどまらず、医学、医療界、福祉界、法律家、宗教界、マスメディア等、各界及び国民市民に広く再発防止について提言させていただくということが4つ目の確認でございます。5つ目の確認は、国相手の提言のうち中核となるものだけを、仮称でございますが、再発防止策骨子(案)というふうな形でまとめさせていただきまして、6月中あるいは7月の冒頭に先行公表するということにさせていただいてはどうかというのが、確認事項の第5でございます。それから第6は、この検証会議の出発ということにかんがみまして、再発防止策と謝罪名誉回復、社会復帰等は一応分けることとして、本再発防止策とは別立てにするということでございます。ただ先ほどからいろんな意見が出ておりますので、この検証会議の出発点との関係に留意しながら、その点についてはもう少し検討を進めさせていただきたいというふうに考えています。

このような確認事項を踏まえまして、前回、先週5月14日の準備会で試案的なものを提出し検討を開始したところでございます。再発防止策骨子(案)、仮称でございますが、これについて3つの柱を考えてはどうかというのが1つでございます。

その1つ目の柱としましては、これも仮称でございますが、人権侵害、患者の権利の侵害があったということで、これを再発防止すると、人権侵害の再発防止するという観点から、仮称でございますが患者の権利法といったものの法制化というものを通じてその人権侵害の再発防止を考えるということが1つの柱になるのではないかとございます。もちろんこの中には、患者の権利等を最大限に尊重することとか、患者の隔離の必要性等については最新最終の医学的知見に基づいて医療の対する患者の参画権を踏まえて十分慎重に判断することとか、あるいは患者等に対する差別、偏見等を防止するための国等の責務とその政策等を規定すると、こういったものを盛り込む方向でさらに進めていこうということでございます。

それから再発防止策骨子(案)の2つ目の柱としまして、こういうことを考えてはどうかということでございます。すなわち政策決定過程における科学性、透明性等の確保による再発防止と。専門家の誤った知見に基づいて国等による誤った政策決定ということがなされたことの反省にかんがみまして、こういったことを考えてはどうかということでございます。この政策決定過程における科学性、透明性等の確保による再発防止の内容として、特別の第三者委員会等を設置して国の政策等について事前及び事後の審査を行うこととか、この審査においては最新最終の科学的知見を反映するとともに患者の参画権等を十分に尊重することとか、審査の過程は可能な限り透明化し必要な情報を国民に提供すること、こういった内容をさらに詰めて検討してはどうかというところでございます。

それから、骨子案の最後の柱としまして、患者の権利等を擁護するための特別なシステ

ム等の整備による再発防止ということで、患者の権利等が法制化されましても、やはりそれを擁護するという特別なシステムの整備が必要ではないかというのが3番目の柱でございまして、患者の権利を公示しその周知徹底を図ることとか、患者の権利が侵害された場合の特別な簡易、迅速な救済法を整備することとか、患者の権利を擁護するための第三者委員会とか民生局を設置するとか、こういったことについてもう少し詰めて議論をさせていただきたいという方向でございます。

この骨子案につきましては、その後、検証会議委員の方々からいろいろと意見をちょうだいしておりますので、それをさらに議論を深めるという形でまとめることにさせていただきたいと思っております、その作業状況等につきましては、折々の検証会議でご報告させていただきたいと考えております。

それから、もう一つは、この骨子案というものを、先ほど確認事項では6月中ないし遅くとも7月までにとということでございますので、それを踏まえまして、この骨子案の実現過程のロードマップ化ということも考える必要があるのではないかとございまして。この骨子案というものを提言させていただくときに、速やかにそれを国のほうで実施方に向けて取り組んでいただくというためのロードマップ化ということも必要ではないかとございまして、ここでは2つの柱を考えてはどうかということでございまして。1つは、このロードマップ化のための予算の確保ということで、来年度平成17年度の厚生労働省の概算要求書の中に、このロードマップ化のための調査費等を、仮称でございませませんが入れていただくということが1つでございます。それからもう一つは、このロードマップ化のための受け皿としてのロードマップ委員会、これも仮称でございませませんが、おつくりいただきまして、そのロードマップを実行していただくと、こういうようなこととございまして、前回の準備会でこういう案が出されまして、それをさらに深める形で全体で議論していくという状況でございます。

以上が、現在の検証会議起草委員会の作業状況ということで、ご報告させていただきました。

【金平座長】 最終報告をする最終年度に入っておりますので、我々としてはあくまで最終年度に報告書を出すという前提で逆算しながら作業を進めていかなければなりません。今、内田検証会議起草委員長のほうからお話がありましたような一応のスケジュールといえますか内容も含めて、準備会で協議しております。きょうまでのところをほんとうに時間もなかったものですから駆け足で申しわけありませんでしたけれども、経過の報告をさせていただきました。なお、至急にこれはまた議論しながら進めてまいりまして、実際に今お約束したような、いろいろと6月末、7月末、そして9月からいろいろ討議に入る、こういうふうなものを実行できるようにしたいと思っております。もう少し整理がつきましたら……。きょうのところは口頭でのご報告になってしまったことをおわびいたします。一応よろしいでしょうか、検証会議の皆様方。

では、私も大変何かせわしくなりましたが、何とかやらなくてはなりません

ので、またいろいろとご意見もいただきながら、準備会でも深めてまいりますので、いろんなご意見がございましたら、私のほうなり、検討委員長のほうなり、どうぞご意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、予定したものは一応これで終わりで、時間が参りましたけれども、何か特にこの点は話しておきたいということはありませんでしょうか。

【井上委員】 先ほど忘れたというよりは時間の関係で申し上げませんでした、被害実態調査ということで、きょう出ましたけれども、ご遺族の方や家族の方の聞き取りも課題になっています。今作業としてはおこなっていますが、順次在園の方から退所された方からやっていますので、そこに取り組んでいきたいと思っています。

【金平座長】 ありがとうございます。

そういうことで、委員長の方からやっておりますということでございましたけれども、当然最終報告並びに今内田委員長がおっしゃいました、とにかく我々の検証会議の報告書提出後の問題もにらみながら、中間の何らかの骨子案を出すというふうな作業も進んでおりまして、そういう中にもこの実態調査が含まれて、よい資料として入ってくると思っております。

一応それでは本日ここでの会議は終了いたしまして、委員の方々恐縮ですが、非公開になりますので、場所を変えまして検証会議を継続になりますが、もうお一方聞き取りを続けてやりたいと思います。ここの場での会議はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

【事務局（加納）】 それでは、委員の先生方は、最初に荷物を置かせていただきました多目的ホールの方にお戻りいただいて、そこで非公開の聞き取りをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

了